

所

BULLETIN

版

DE LA

有

權

SOCIÉTÉ PÉNITENTIAIRE DU JAPON

大日本監獄協會雜誌

明治二十五年一月發兌

大日本監獄協會



第四拾五號

大日本監獄協會雜誌第四拾五號

明治二十五年一月

明治二十四年十二月以來に維持會員として入會せられたる諸君は左の如し

- 熊本縣典獄 小池 浩輔君 石川縣典獄 高北 忠吾君 鹿兒嶋縣典獄 鈴木 和介君
- 富山縣典獄 大樂 新造君 大分縣典獄 矢部太一郎君 香川縣典獄 田中 義達君
- 北海道集治監綱走分監長 有馬四郎助君
- 北形縣新庄監獄支署 石森音三郎君 粟野盛君 山名基重君 太田原盛方君 渡邊順次郎君 白土德松君 沼津清次郎君
- 福嶋縣白河監獄支署 河野熊太郎君
- 大坂府堺監獄支署 村上米八君
- 廣嶋縣尾道監獄支署 田村陽藏君 杉村甚太郎君 渡邊彦次郎君 中井吉太郎君
- 石川縣小松監獄支署 君嶋定次郎君 安藤清吉君 金堂喜太郎君 村田清久君
- 香川縣監獄署 水野忠則君 石河光輝君 吉原練造君 笠原正進君 三枝平八君 長谷川彌次郎君
- 君 森田嘉文君 奥山義怡君 鹽谷義博君 岩瀨嘉太郎君 關嶋二君 市村甚太君 黒岩政吉君
- 君 天野勇也君 中村宗次郎君 田村又三郎君 田村達三郎君 中村門次郎君 高木小作君
- 榎家嘉行君 三川孝則君
- 嶋根縣濱田監獄支署 石橋吾考君 菅居由太郎君

加入人名

(一)

第四拾五號目次

- 加入人名 一
- 官報 三
- 講義 正義 正員畑村泰享譯三四
- 監獄論議 犯罪人出獄後措置法講義 正員石田氏幹述一三
- 論說 ロンブローを讀む 梅謙次郎述一九
- 希望一柬 希聖一柬 監獄費に學理上國庫支拂たらざるべからず 二七
- 譯 露國萬國監獄會議決議 正員野村泰享譯三四
- 寄書 歐米監獄沿革史 正員神谷四郎譯三七
- 佛國常置監獄巡閱官改正規則 正員佐野留譯四三
- 問答 刑法附則問答 四七
- 寄書 監獄費に關する島田三郎氏の演說筆記を讀みて 正員田口明吉述五三
- 監獄則施行細則第一條に關する疑義 正員田村英吉述五九
- 通信 六〇
- 本會記事 六三

- 大日本監獄協會規則 第二條 本會ハ大日本監獄協會ト稱ス
- 第一條 本會ノ目的ハ大日本帝國監獄事業及ヒ監獄關係事業ノ改進ヲ發達スルニ在リ
- 第三條 本會ノ事業ハ左ノ如シ
 - 一 監獄事業ヲ獎勵スル事
 - 二 不良少年感化事業ヲ獎勵スル事
 - 三 出獄人保護事業ヲ獎勵スル事
 - 四 貧民ノ救助及ヒ教育ニ關スル事業ヲ獎勵スル事
 - 五 諮問及ヒ質問ニ答フル事
 - 六 監獄ニ關スル翻譯地ニ著述スル事
 - 七 監獄ニ關スル圖書ヲ出版スル事
 - 八 本會ノ雜誌ヲ發行スル事
 - 九 監獄衛生ヲ獎勵スル事
 - 十 監獄協會トノ通信ヲ往復其他ニ各國監獄協會トノ通信ヲ往復其他ニ各
 - 十一 萬國監獄公會萬國監獄委員及ヒ各國監獄協會トノ通信ヲ往復其他ニ各
 - 十二 本會ノ月常集會ヲ開キ會務ヲ相談ト事業ノ相談ト學問上ノ研究ヲ義論ヲ討論 談話等トシ履行スル事
 - 十三 雜誌ハ毎月一回發行シテ會員ニ頒布ス
 - 十四 雜誌ニ掲載スル事項ハ左ノ如シ
 - 一 本會ノ事業ニ關スル事
 - 二 監獄ニ關スル法令
 - 三 監獄學并ニ歐米諸國監獄法講義
 - 四 衛生ニ關スル事
 - 五 統計ニ關スル事
 - 六 會員ノ通信又ハ寄書
 - 七 本會ノ記事
 - 八 本會ハ左ノ會員ヲ以テ組織ス
 - 十五 推定會員
 - 十六 名譽會員
 - 十七 特別會員

- 維持會員 第五條 推定會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第五條 推定會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第六條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第七條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第八條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第九條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第十條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第十一條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第十二條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第十三條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第十四條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第十五條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第十六條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第十七條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第十八條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第十九條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第二十條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第二十一條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第二十二條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第二十三條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第二十四條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第二十五條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第二十六條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第二十七條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第二十八條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第二十九條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第三十條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第三十一條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第三十二條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第三十三條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第三十四條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第三十五條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第三十六條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第三十七條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第三十八條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第三十九條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第四十條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第四十一條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第四十二條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第四十三條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第四十四條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第四十五條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第四十六條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第四十七條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第四十八條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第四十九條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第五十條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第五十一條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第五十二條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第五十三條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第五十四條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第五十五條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第五十六條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第五十七條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第五十八條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第五十九條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第六十條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第六十一條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第六十二條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第六十三條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第六十四條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第六十五條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第六十六條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第六十七條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第六十八條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第六十九條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第七十條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第七十一條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第七十二條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第七十三條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第七十四條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第七十五條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第七十六條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第七十七條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第七十八條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第七十九條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第八十條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第八十一條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第八十二條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第八十三條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第八十四條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第八十五條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第八十六條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第八十七條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第八十八條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第八十九條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第九十條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第九十一條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第九十二條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第九十三條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第九十四條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第九十五條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第九十六條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第九十七條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第九十八條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第九十九條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス
- 第一百條 特別會員ハ本會ノ特ニ推薦スルル方ナリトス

奈良縣監獄署 藤岡奈良造君
 京都府監獄署 名村對藏君
 大分縣監獄署 安藤末次郎君 岡備藏君 古川利德君 金林勝三郎君 角田小庸君 成瀬千熊君
 神勝太郎君 竹內音之助君 吉良米藏君 古川喜六君 濱田悅太郎君 秦政太郎君 岡寅喜君
 池田虎尾君 染矢市五郎君 宗齊四郎君 木村由藏君 秦喜三郎君 石井則繁君 木元勇治君
 長谷川正人君 今村壽君 中野盛勝君 野溝經男君 渡邊良吉君 安部龜太郎君 林格太郎君
 江藤芳藏君 小川孫三郎君 御手洗吉次郎君 江上秀吉君
 三重縣監獄署 鈴木保忠君 松岡尚隆君 渡邊武道君 太田彌三郎君 岩田錠三郎君
 三重縣監獄署幸名外役所 川合八次郎君
 全龜山留置場 梅澤錄太君
 靜岡縣掛川監獄支署 鈴木尙質君
 茨城縣監獄署 興津良頼君

官報

●內務省訓令第一號

自明治廿四年十二月三十日
 至明治廿五年一月廿九日

明治二十三年當省訓令第十號第一項但書中島司ノ下ヘ「北海道集治監北海道廳監獄署ハ典獄北海道集治監分監ハ分監長札幌農學校ハ學校長北海道廳郡區役所ハ郡區長」ノ四十九字ヲ挿入ス
 明治二十五年一月二十三日
 內務大臣 子爵品川彌二郎

(各通)

任廣島縣典獄 任佐賀縣佐賀郡長 任富山縣監獄

佐賀縣小城郡長正八位 廣島縣典獄 富山縣警部兼富山縣監獄書記

叙從七位
 叙正八位
 叙正八位

勳六等

石井 耕雲
 六角 新造
 大樂 志中
 前村 素凱
 松本 美郎
 濱田 時郎
 千石 宣正
 佃野 正輝
 岡地 良一
 宮田 直幹
 永田 友傳
 野松 益啓
 黑澤 正安
 藤澤 恭安
 奧川 正吾
 高北 忠人
 游佐 正吾
 西村 茂範
 鈴木 和介
 矢部 太一郎
 橫田 國義
 龜山 貞義

司法省參事官
 判事

刑法改正審査委員ヲ命ス
非職ヲ命ス
任鳥取縣典獄

司法大臣秘書官 曲木如長
司法省參事官 馬場 愿 治

鳥取縣典獄 黒澤友益
鳥取縣屬 堀内久保

講 義

○監獄論講義 第四回 正員 法學士 畑良太郎述 東京

諸種ノ犯行ニ關スル各國民ノ特性

第一章 總論

前回ノ講義ニ於テ犯罪ノ原因ト稱スル問題ニ就キ己ニ其大要ヲ說了セリ然レモ其說ク所主トシテ犯罪ノ効果ヲ探究スルニ在テ其之ヲ爲スニ當テモ亦一ニ重キヲ人類學上ノ原因ニ置ケリ抑モ各種犯罪ノ原因ヨリ生スル那ノ複雜窮リナキ効果ヲ備細ニ探究スルハ從來存在スル刑事統計學ノ手段方法ヲ以テハ到底其目的ヲ達スル能ハスト雖モ各民族ノ組織中ニ存スル諸般原因ノ複雜ナル効果以外ニ在テ之カ一般ノ特性ヲ求ムルハ亦敢テ爲シ得ヘカラサルノ事ニ非ス而シテ其之

ヲ爲スニ當テハ二三主要ノ原因ヨリ生スル効果ハ期セスシテ自カラ瞭然タル可シ夫レ然リ故ニ各民族間ニ生スル犯罪ヲ箇々明細ニ對照比較シ逐一其由テ來ル所ヲ説明スルカ如キハ余輩ノ固ヨリ能セサル所ニシテ唯此國民ニハ何等ノ犯罪ニシテ特性ナルヤヲ論スルニ止メントス
備細ニ比較對照ヲ試ムルノ至難ナルハ前條己ニ陳フル所ノ如シ然レモ是偏ヘニ論理ノ一點ヨリ考察シ來レル決定ニシテ其實多數民族間ニ發生スル諸種ノ犯罪ハ全然比較對照ス可カラサルモノニ非ス余輩ハ固ヨリ一國民犯罪ノ總數及ヒ諸種國民ノ各犯行ヲ刑事上ノ分量ニ從ヒ明細且直接ニ秤リ得スト雖モ各國民種々ノ犯行ニ關シ比較上ノ見解ヲ下シ其刑事上ノ有様ヲ一二ノ重要ナル徵候ノ媒介ニ依リ稍明瞭ニ了解シ且此際或ハ障害ヲ與フル外形ノ有様ニ遭遇スルモ明瞭ニシテ爭フ可カラサル事實ヲ以テ之ヲ破却シ得ルノミナリ又其比較對照間ニ自カラ各民族犯行ノ絕對的總數ヲ知了スルコトヲ得

第二章 各論

甲 佛蘭西

佛國現時ニ於ケル人ニ對スル罪ハ公益ヲ害スル罪ヲ合セテ恰モ財產ニ對スル罪ト其數チ均フシ風俗ヲ害スル罪ノ特ニ大多數ナルハ爭フ可カラサルノ現象ナリ抑モ該國ニ於テ此ノ如ク對人害公益ニ罪ヲ合シテ對財產罪ト畧ホ同數ナルハ即チ對財產罪ノ減少シテ其減少ノ程量對人害公益ニ罪ニ添加セルモノト謂フ可シ又各州郡ニ就テ考察ヲ試ムルニ北部諸州ハ概シテ東邊ヨリ西陲ニ至ル迄犯罪多キモ之ニ反シテ中部諸州ハアイデードーム及ヒローン二州ヲ除クノ外ハ總テ良好ノ現象アリ而シテ一二隔遠ノ北、北西、西南、南西ニ於ケル邊境諸州モ亦之ニ同シ以上掲ケル所ハ即チ對人及ヒ對財產ノ二犯罪ヲ總括セルモノナルモ若シ罪質ニ因テ個々之ヲ分別スレハ財產ニ對スル犯罪ハセンセーン、エンフッリ、オエル及ヒ其近傍ローン、ブーシツ、ローン、ライト、ガロン、ヂロンデー、北ブリタニヤ及ヒ其他大都府アル州ニ多ク人ニ對スル犯罪ハ前記諸州ノ外、アイツドーム、南ブリタニヤ及ヒ其之ト境ヲ交ユルノ諸州ニ多シ風俗ニ關スル犯罪ハ猶他ノ諸犯罪ノ地ニ因テ全ク其性質ヲ異ニスルカゴトク亦地ニ因テ丁年者ニ對スルモノ多キト幼年者ニ對スル者多キトノ別アリ即チ幼年者ニ對スル者多キ地ハ大都府及ヒ商工業ノ

講義

監獄論講義

中點ヲ圍繞セル各州ニシテ丁年者ニ對スル者多キ地ハアルペン山諸州及ヒブリタニヤ等ナリ殺人罪ハ南部ノアルペン山諸州及ヒフレチームノ諸州(即チアイレチース、オリエンタル、スラ、イロセール、アルデーシ、ブ、ク、ゾ、ローン等)ニ多シ而シテ其之ヲ犯スニ當リ用ユル所ノ利器ハ第一小刀ニシテ之ニ亞ク者ハ小銃及ヒ拳銃ナリ殺兒罪ノ最モ多キハ北及ヒ北東ブリタニヤ及ヒ其周圍ニ散在スル開明ノ程度尙低キ諸州ニシテ之ニ亞ク者ハ男子ノ常ニ業務ヲ郷外ニ執ルクレース州ナリトス終リニ尙一言ス可キハ都府ヲ圍繞スル各州ニ在テハ無論此種ノ犯罪多キノ一事ナリ

コルシカ島ハ殺人罪ニ關シ全國中ノ第一ノ地位ヲ占ムル者ニシテ其用具ハ小刀小銃及ヒ拳銃ナリトス素該島ニ於テハ「ヴェンテ、ター」ト稱スル復讐ノ弊風盛ナリシヲ以テ隨テ此犯罪ノ傾向モ亦強且大ナリシカ今時開明ノ程度漸ヲ進フテ進ムニ從ヒ大ニ減却スルニ至レリ尙該島ニ多數ナルハ姦淫罪ニシテ而シテ此姦淫罪タル成年者ニ對スル場合多クシテ未丁年者ニ對スル場合極メテ少シ元來此島ハ地幅ノ狭少住民ノ少數ナルニ似ス非常ニ犯罪ノ夥多ナル處ナルヲ以テ隨テ佛國

講義

監獄論講義

全休ノ犯罪上ニ不良ノ現象ヲ呈スルハ亦己ムヲ得サルノ事タリ
 セーヌ州ハ全國中各犯罪總數ノ夥多ナルヲ以テ各州郡ニ超越スルノ處ニシテ一
 千八百廿五年ヨリ同八十年ニ至ル迄總テノ財產ニ對スル犯罪ニ關シテ常ニ第一
 位若シクハ其第二位ヲ占ム童女ニ對スル猥褻ノ犯罪亦之ニ均シ然レモ輒今ニ至
 ルニ及ンテ財產ニ對スル犯罪著シク減少シ之ヲ一千八百二十五年内外ニ比スレ
 ハ殆ト其半ニ下リ人ニ對スル犯罪ハ之ニ反シテ其三倍ニ上ルニ至レリ
 巴里ニ於ケル總犯罪數ハ最近四十年間ニ恰モ其數ヲ一倍セルモ他ノ都府ニ於テ
 ハ僅ニ四分ノ一ヲ増加シ田舎ニ在テハ却テ三分ノ一ヲ減少セリ

乙 伊太利

伊國ニ於ケル犯罪ノ情況ニ關シテハ特ニ注意ヲ要ス可キ顯著ナル二個ノ事實ア
 リ一ハ犯罪ノ極メテ多數ナル歐洲各國ニ其比ヲ見ザルノ事ニシテ尤モ精細ノ調
 査ヲ經タルノ事ニ非スト雖モ決シテ誤謬ニ非スト信ス一ハ犯罪上特別ノ區分法
 ヲ有スルコト是ナリ即チ財產ニ對スル犯罪及ヒ人ニ對スル犯罪以外ニ第三種ノ區
 分アリテ廣義ノ秩序安寧ニ關スル犯罪ヲ以テ此中ニ包含セシメタリ蓋シ該國ニ

於ケル對人及ヒ對財產ノ二犯罪ハ其數畧相均シト雖モ安寧秩序ヲ紊亂スルノ罪
 ハ比較上非常ニ多數ナルヲ以テ隨テ此特別ノ區分法ノ發生シ來タリタルナル可
 シ

又對人的ノ犯罪モ佛國ニ於ケルトハ大ニ其趣キヲ異ニセリ即チ佛國ニ於ケル該
 罪ハ風俗ニ關スル罪其主要ノ部分ヲ占ムト雖モ當國ニ於テハ生命ニ對スル犯罪
 特ニ毆殺之レカ主要ノ部分ヲ占ム

今地理的ニ犯罪ノ多少ヲ區分セハ南部サルヂセヤ亦此中ニ入ルハ殊ニ多クシテ
 北部ハ全ク之ニ反ス而シテ全國中其尤モ多數ナルノ地ハクリヴラルノ一、ローム
 ネアペル、アヴリノ一諸州及ヒカンボパシー州ノ中央ヨリ南部ニシテ之ニ亞ク者
 ハ大陸ノ南端ニ位スル諸州サルヂニヤノ北部及ヒ全ク隔絶セルトルヒ井一ゾー
 ノ北部是ナリ然レモ此區分ハ凡テ犯罪ノ種類ノ如何ヲ問ハス單ニ其總數ヲ以テ
 セル者ニシテ若シ之カ種類ニ因テ細別スルハ決シテ之ニ準スルヲ得サル者ト
 ス即チ財產ニ對スル犯罪ハ北部諸州ニ多ク殊ニ國ノ北東ハビーモンテ一セン州
 ヲ除キ其他一般ハ非常ニ多ク且前述一般犯罪ノ傾向強大ナルノ地即チ南部諸州

及ヒ北部諸州譬ヘハトルヴヰンゾー、ローム、サハリー等モ亦多シ而シテ此種ノ犯罪ノ多數ナルヲ以テ全國中第一位ヲ占ムル者ハトルヴヰンゾー洲ナリ生命ニ關スル犯罪ハ西部ノ境界ニ位スル諸州及トルヴヰンゾー州ヲ除キ其他一般ハ概テ良好ノ現象アリ而シテ其尤モ多數ナルノ地ハキルゲンヂ及ヒシハリア二州ノ全西半ニシテ之ニ亞ク者ハアレヰノ一及ヒカンボバツツー州ニシテ大陸ノ南端北サルデニヤ及ヒローマ亦之ニ同シ若シ方向ヲ以テ之カ消長ヲ論セハ北方ニ少シニシテ中央ヨリ漸次南方ニ至ルニ從ヒ其數ヲ増殖スルノ傾キアリ

當國ニ在テモ佛國コルシカ島ニ於テ「ヴエンデツター」ト稱スル殘忍ノ屠殺行ハルカ如ク亦一ノ生命ニ係ル犯罪ニ特別ノ種類ヲ與フル殘忍ノ弊風アリ即チサルデニヤニ於テハ「マツヒヤ」ト稱スル盜賊ノ團體又南部諸州殊ニカラブリエン州ニ於テハ「カモラー」ト稱スル惡漢ノ團結体アリテ此種ノ犯罪ハ多ク此輩ノ手ニ出ラ一般憤怒及ヒ感情ヨリ發生シ來ル者極メテ尠シ

國ノ南端ハ風俗ニ關スル犯行殊ニ多キモ首府羅馬ハ前章述フル所佛都巴里ノ比ニ非スシテ此種ノ犯行極メテ尠シ然レトモ風俗ニ關スル犯行ハ頗フル多クシテ

殆ト第一位ニ接近スルニ至ル

丙 獨乙帝國

獨乙帝國ニ於ケル犯罪數ノ統計ハ未タ整頓ノ緒ニ就カサルヲ以テ唯プロシヤ、ハリヤ及ヒサクツニー等一二ノ諸國ニ就テ陳フル處アラントス何トナレハ是等諸國ハ不充分ナカラモ較々整頓セルモノナルヲ以テナリ

普國ニ於テ一千八百八十七年間ニ發生セル財產ニ對スル犯行ハ爰ニ其實數ヲ擧クル能ハスト雖モ殆ト全犯罪ノ半數ニ該當スルニ似タリ而シテ此中盜罪ハ實ニ七割六分ノ大多數ヲ占ム他ノ一半ハ率ネ人ニ對スル犯行ニシテ此中風俗ニ關スル犯行ハ其三割ニ該當ス又公益ニ關スル犯罪ハ偶々少數ナリシモ時アリテハ非常ニ増加スルコトアリ今各地方ニ就テ一般犯罪ノ多少ヲ計較センニ國ノ中部及ヒ東部諸州(プロシヤ、シルイヂヤ、ポーセン及ヒフランドンブルク)ハ非常ニ多ク其尤モ少ナキハホルスタイン及ヒハンノーヴェルニシテ之ニ亞ク者ハ其他ノ中部諸州ナリトスワレンチー氏ノ觀察シタル所ニ據レハ開明ノ程度較々低キ東部ニ在テハ貪婪及ヒ習慣ヲ遵守セサルノ犯罪多ク之ニ反シテ其程度高キ西部ニ於テハ

感情ニ基因スル犯罪殊ニ多ク而シテ此犯罪ノ性質タル時世ノ風潮伴フテ變化スルモノトス同氏ハ又開明ノ程度低クシテ分業ノ法發達セサルニ從ヒ盜罪及ヒ強暴ノ犯罪愈々多クシテ詐欺罪ハ比較上甚タ少キモ西部諸州ノ如キ其程度高キ處ニ在テハ全ク之ニ反ストノ説ヲ執レリ

バイエルン州ノ上バイエルンハ盜罪多ク下バイエルンハ歐打罪多シ詐欺罪ハシユアーベンニ多ク官吏侮辱罪ハオーベルプアルツニ多ク風俗ヲ害スル罪ハラインプアルツニ殊ニ多シ

サクソンニ於テハ一千八百七十年ノ初期ニ至ル迄尙盜罪非常ニ多クシテ殆ト全犯罪ノ三分ノ二ニ達セルモ同八十年代ニ於テハ全犯罪ノ半數以下ニ減少セリ財產ニ對スル罪公益ヲ害スル罪及ヒ風俗ヲ害スル罪ハ之ヲ普國ニ比スルニ幾分ノ多キヲ加フルモ人ニ對スル罪及ヒ其他ノ犯罪ハ之ニ反シテ較々少シ

上來掲クル處ハ帝國刑事統計表ノ最近ノ記載ニ因テ明カナリ之ヲ要スルニ人ニ對スル犯罪ハプアルツ上バイエルン及ヒ下バイエルンヲツベルン及ヒボーセンニ多クシテ北部及ヒ北西ニ論ナク又盜罪ハプロシヤノ東部チユーリングゲンノ一

部及ヒサクソン、ベルリン、プレーメン等ニ多ク之ニ反シテ國ノ北西及ヒ西部ハ此種ノ犯罪極メテ少シナリ贖物故買罪ハ亦前記諸州ニ多ク詐欺罪ハバーテン、ウフルテムベルク上バイエルン、シユワーベン等諸州ノ一部及ヒチユーリングゲン其他大都府所在ノ地ニ多キモ之ニ反シテ普國ハ此種ノ犯行極メテ少ナシ以上伊佛獨三國ニ於ケル國民ノ犯行ニ關スル特性ヲ説テセリ以下進ンテ犯罪ノ働作ニ論及セントス

○ 犯罪人出獄後措置法講義 第三回

正員 法學士 石田氏幹述 東京

本講義ヲ了ントスルニ臨ミ尙ホ開陳スヘキコトアリ其ハ夫ノ有名ナル北米合衆國ミネソタ州監獄學者ハート氏ノ犯罪人出獄準備ト題セル意見是レナリ個ハ在獄中ニ於テ出獄準備ノ方法ヲ犯罪人ニ授クルコトヲ論シタルモノニシテ嚴正ニ之ヲ云ヘハ犯罪人出獄後措置法ノ本領ニアラサレモ此ノ二者間ノ關係ヲ思考スルハ互ニ相ヒ表裏シ互ニ相ヒ先後シ其目的ハ同シク犯罪人出獄善後策ヲ研究ス

ルモノナレハ茲ニ之ヲ陳述スルモ大ニ其必要ヲ感スレハナリ同氏曰ク犯罪人出獄後措置法タル吾輩ハ最モ熱心ニ之ヲ研究セサルヘカラサルト雖モ抑モ亦在獄中ニ於テ出獄準備ヲ犯罪人ニ授クルノ方法ヲ講スルモ大ニ其必要ヲ見ルナリ蓋シ唯々犯罪人出獄後措置法ヲ研究シタレハトテ在獄中ニ於テ出獄準備ヲ犯罪人ニ授クルノ方法ヲ講セサレハ充分ナル好結果ヲ得サルヘケレハナリ實ニ此ノ二者ハ車ノ兩輪ノ如キモノナリト亦以テ二者間ノ關係ヲ了知シ其茲ニ之ヲ陳述スルノ必要ヲ見ルヘキナリ

扱先ツ同氏ノ意見ニ依リ在獄中ニ於テ出獄準備ヲ犯罪人ニ授クルノ方法ヲ區別スレハ則チ(第一)在獄中出獄後處世ノ方法ヲ教誨スルコト(第二)在獄中出獄後處世ノ方便ヲ與フルコト(第三)在獄中職業ヲ供與スルコトノ三箇ノ方法ナリトス請フ此ノ三箇ノ方法タル如何ナルモノナルヤヲ順次ヲ逐フテ開陳セム

第一、在獄中ニ於テ出獄後處世ノ方法ヲ教誨スルコト 元來處世ノ事タル容易ノ業ニアラスシテ苟モ社會ニアリテ生存競争セントセハ其勇氣ナカルヘカラス從ツテ其勇氣ニ伴フ所ノ勉強ナカルヘカラサルナリ特ニ夫ノ犯罪人ノ如キハ其信

用地ニ墜チ社會ノ擯斥スル所トナリ社會ニ齒セラレス生存競争場裡ニ於テ最劣等ノ地位ニ居ルモノナレハ其勇氣ハ益々壯ナラサルヘカラス從ツテ其勇氣ニ伴フ所ノ勉強モ通常人ニ倍蓰セサルヘカラサルハ争フヘカラサル事實ナリ若シ其レ然ラスシテ出獄後ニ於テ其勇氣ナク其勉強ナクハ再タヒ生存競争場外ニ委棄セラレ社會ノ厄介物トナリテ畢ランノミ是ニ於テカ在獄中ニ於ケル犯罪人出獄後處世ノ方法ヲ教誨スルコトノ必要起ルナリ而シテ其處世ノ方法ヲ教誨スルニハ先ツ(第一)ニ生存競争ノ道理(第二)ニ彼等ハ生存競争場裡ニ於テ最劣等ノ地位ニ居ルコト(第三)ニ最劣等ノ地位ニ居ル自然ノ結果トシテ處世ノ最モ困難ナルコト(第四)ニ此等困難ニ打勝ツニハ非常ノ勇氣及ヒ非常ノ勉強ナカルヘカラサルコト(第五)ニ若シ其レ然ラサルハ到底處世ノコト爲シ能ハサルヲ等ノ事項ヲ最必要トスレモ其他ノ事柄モ多々アルヘク之ヲ要スルニ勉メテ在獄中ニ於テ犯罪人ノ勇氣及ヒ勉強心ヲ鼓舞シ出獄後精神ノ準備ヲナサシメサルヘカラス若シ其レ此ノ精神ノ準備ニシテ完全ナルヲ得ハ出獄後ニ於テ犯罪人ヲ良民ト化ニスル實ニ容易ノコトタルヘキナリ然リ而シテ彼等犯罪人ヲ教誨スルニハ實驗家ヲ以テ

其師ニ充テハ最モ適當ニシテ其結果ヤ實ニ良善ナルヘシ
 第二、在獄中ニ於テ出獄後處世ノ方便ヲ與フルコト 茲ニ所謂ル方便トハ依テ以
 テ生活ヲ維持スルモノ即チ金錢及ヒ衣服等ヲ云フナリ而シテ此等ヲ給與スルニ
 ハ單ニ勞働ニ報フルノミニアラスシテ又タ善行ニ酬フルモノヲ主トス換言スレ
 ハ此等方便タルヤ勞働ニ報フル工錢ノミニ限ラスシテ善行ニ酬フル賞與金ヲ含
 畜スルモノヲ云フ然ラハ何故ニ善行ニ酬フル賞與金ヲ主トスルヤト云フニ善行
 ハ最モ犯罪人ニ希望スル所ニシテ單ニ勞働ノミニテハ未タ以テ良民ト化成スル
 徵アリトナスヘカラス然レモ之ニ反シテ善行ハ實ニ良民トナルノ鞏固ナル徵証
 ナレハ社會ノ希望スル所實ニ愛ニ在リト謂フヘシ故ニ犯罪人ニシテ善行アルニ
 於テハ勉メテ之ヲ賞賛セサルヘカラスナルモノナレハナリ其レ然リ而ル故ニ北米
 合衆國ノ或ル二三ノ州ニ於テハ勞働スレハ工錢ヲ與フルノ制ヲ廢シテ善行アレ
 ハ賞金ヲ與フルノ制ヲ取ルノ傾キヲナセリ今マ其實例ヲ舉クレハミネソタ州ニ
 於テ多年間勞働又ハ善行ニ報酬ヲ與フルノ制ヲ取リシカ今ヨリ三年前勞働スレ
 ハ工錢ヲ與フルノ制ヲ廢シ善行アレハ賞金ヲ與フルノ制ヲ取レリ然レモ善行ヲ

賞スルノ豫備金ナカリケレハ千八百八十七年此豫備金ヲ支出スル法律ヲ制定シ
 犯罪人ニシテ在獄中能ク獄則ヲ守リ改悛ノ狀著シク善良ノ言行アリテ社會ノ安
 寧秩序ヲ維持スルコトヲ爲シ得ルモノハ勞働ノ如何ニ關セス一日十錢ヲ賞與ス
 ルノ條規ヲ設ケタリ故ニ犯罪人ニシテ善行アルニ於テハ病床ニアルモノト雖モ
 勞働スルモノト同様ニ賞金ヲ與ヘラルヘシ而シテ該法律ハ其細則ニ於テ善行ノ
 程度如何ニ依リテ一日八錢ヨリ十二錢迄ノ賞與金ヲ給スルコトヲ規定セリ而シ
 テ此等賞與金タルヤ犯罪人ニシテ家族アレハ其家族ノ後見人ヲシテ之ヲ管理セ
 シメ家族ナケレハ貯金銀行ニ之ヲ預ケシム又該細則ハ犯罪人ニシテ十五弗以上
 ナ所有スルニ至ルキハ衣服ヲ自辨セシムヘク若シ然ラサルハ獄中ニ於テ裁縫
 シタル衣服ヲ給スルコトトセリ又其貯金拂戻及ヒ利子ハ成ルヘク僅少ツ、年賦
 ニ拂戻スノ規定ヲ設ケリ蓋シ一時拂戻ヲナスキハ之ヲ乱費スルノ弊害アルヲ以
 テ之ヲ豫防スルモノナラン

以上陳述セル所ハミネソタ州ニ於テ現ニ行ハル、制度ナルカニコヨク州及ヒ
 セント、クラウド州モ亦此ノ制度ニ倣ヘリ然レトモニユヨク州ハ此等賞金ヲ與

フルヤ囚徒ノ勞働及ヒ善行二箇ノ條件ヲ充タスモノニ報フルノ制規ニ依リセシトクラウド州ハ下級善行者ニハ一日八錢乃至九錢而レテ上級善行者ニハ十二錢半ヲ與フルノ規則ニ依レリ

抑モ此ノ第二即チ在獄中ニ於テ出獄後處世ノ方便ヲ與フルノ方法ノ必要ナルコトハ亦多言ヲ俟タスシテ明ナリ何トナレハ第一方法ニ依リ精神的準備ヲナサシメタレハトテ出獄後ニ於テ其精神的準備ヲ全カラシムル所ノ第二方便アルニアラサレハ實ニ如何ンモナスヘカラサル有様ニ至ルヘク然ルニ若シ第二方便アルニ於テハ犯罪人出獄後容易ニ生計ヲ爲シ得ヘク社會モ亦愈々彼等ヲ信用シテ良民ト化成スル益々鞏固タルニ至ルヘケレハナリ加之ナラス此等方便タル素ト善行及ヒ勞働ニ報酬スルモノナレハ此等方便ヲ與エラレタル犯罪人ハ第一方法及ヒ第二方法ノ目的ヲ兩ナガラ貫徹スルモノナルヲ以テ彼等ノ良民トナルヤ亦疑フヘクモアラス此ノ如ク第一方法ハ第二方法ノ因トナリ果トナリテ其良結果ヲ得ル徒ラニ出獄後方式的措置法ヲ講スルノ比ニアラサルナリ

論 說

● ロンブロッツを讀む (罪人即病人説を駁す)

特別會員法科大學教授日本法學博士佛國法學博士

梅 謙次 郎 京 東

余嘗て歐洲に在りし時新聞雜誌の紙上に於て時々罪人即病人の説を唱ふるものあるまどを散見せしも當時は唯世には奇説を吐く人もあるものかと思ひしのみ別に勢力ある説とも信せざりしかは我か専門の學科にもあらざるか故に敢て之れを研究したるまともなかりしか昨年歸朝の後余が先輩と仰く學者の中に之れを唱ふるもの一兩氏あるを見て一驚を吃したり其後専門の學科を研究するに忙しくして此等の問題を調査するの遑あらざりしか頃者偶々感ずる所あり以爲く若し此新説にして能く真理に合ふに實に刑法の一大進歩と爲すまどを得は我邦に於ても之れを主唱するの學者愈々多くして愈々賀すへき所なりと雖ども若し此説にして誤謬の一奇説に過ぎずとせんか其及ぶ所大にして其風教に害あるまど蓋し尠少に非ざるへしと是に於てか敢て不肖を顧みず左に所見を開陳し以て江湖の識者に質さんと欲す

緒 論

「ロンブロッツ」の説たるや左に掲ぐる性格性質を具ふるものは必ず天性の罪人にして即ち不治の病に罹れるものなりとするに根基するか如し

論 說

ロンブロッツを讀む

- 一 頭蓋小
- 二 顳の發達常よりも善し
- 三 眼孔大にして白痴の眼に似たり
- 四 肩骨突出す
- 五 頭蓋不規則
- 六 鬚髯稀少又は皆無
- 七 頭髮饒多
- 八 耳狀提肥の如し
- 九 鼻屈曲又は扁平
- 十 其相男は女の如く女は男の如し
- 十一 頬骨高し
- 十二 色盲に罹る
- 十三 左利^{ひだりまぎ}尋常人より多きこと三倍
- 十四 腕力弱但手腕敏捷
- 十五 酒毒に中り又は癲癩を病む
- 十六 腦髓異常

十七 赤面するものと稀に其他感覺鈍し

十八 幼より手淫を好み残忍にして窃盜の僻あり驕傲にして奢靡を好み狡猾にして虚言を甘んし

親族間の生活を嫌ひ教育其効を奏せず其事を行ふや倏忽

十九 右の性行長して變らす爲めに顔面異相を呈す

二十 嫉妬深く復讐の念甚し

二十一 故なく人を嫌ふ

二十二 懲罰を肩ともせず且つ故なく怒り或は時を定めて怒るものとあり

二十三 懶惰、放逸、寡謀にして其心變り易く怯懦にして博奕を好む

二十四 影蔭さふどを知りて却て勇みて惡に趨く

二十五 少きより文身を好むものと甚しく而して其圖画猥褻且つ往々陰部にまで之れを行ふ

二十六 手跡奇怪

二十七 署名複雑にして書くか如し

二十八 罪人の陰語は諸國大抵皆な同しく素と客語にして物の性質の一を以て其物を示すの傾向あり

二十九 右の陰語には古語多し

三十 罪人の結合に於ては社會創始の形狀を具へ其主義專制にして其法律苛酷なり

余は素より人類學、生理學に疎さか故に右に列擧したる体格を具ふるもの果して犯罪を行ふの理あるや否やを知らず然りと雖ども右の中頗る疑はしき點多きか如し請ふ試みに左に之を略陳せん

「ロンブロッツ」は曰く眉骨の突出せるは罪人の相なりと(四)是れ頗る疑ふべきか如し余之れを本邦の觀相家に聞く眉骨の突出せるは智者の相なりと而して余從來經驗するに果して眉骨の突出せるものには智者多きか如し蓋し犯罪を行ふには多少の智慧を要す是れ或は罪人の相智者の相と似るものある所以か

曰く鬚髯稀少又は皆無なるは亦た罪人の相なりと(六)若し然らば邦人の多數は皆な罪人の相を具ふと謂ふべし

曰く罪人は髮多しと(七)余從來經驗するに鬚髯稀少なるものは大抵皆な髮多し故に邦人は大抵髮多きか如し

曰く鼻の扁平なるも亦た罪人の相なりと(九)邦人には鼻の扁平なるもの多し殊に婦人に於て然りとす而かも其犯罪を行ふものは極めて稀れなり(明治二十一年人口三千九百六十七千二百三十四に對し重罪處刑者三千百七十三輕罪處刑者七万〇百〇五なり)

曰く罪人の相は男女に似たりと(十)是れ尤も疑はし罪人の相は寧ろ鬼の如きもの多からん且つ後に殘忍して(十八)怒り易しと曰へると(二十二)合はざるものあるか如し

曰く頬骨高きも亦罪人の相なりと(十一)是れ亦疑はし邦人は大抵頬骨高しと雖ども其大多數は罪人

に非す

曰く罪人には色盲に罹るもの多しと(十二)是れ亦た聊か疑ふべきものあり余嘗て之れを眼科醫に聞く色盲は意外に多きものなりと而して是れ皆罪人に非ざるは「ロンブロッツ」も雖ども承認せる所なり(或る眼科醫の調査に據れば男女を合すれば色盲に罹れるもの百分の二、六四にして男子のみに就いて言へば百分の三、二五)

曰く罪人には左利多しと(十三)余の友人にも亦た左利多し而して皆な純心の君子なり

曰く罪人は腕力弱しと(十四)是れ頗る疑はし罪人中強力者多きは人の皆な知る所なり

曰く罪人は大抵酒毒に中たると(十五)是れ或は然らん然れども凡そ犯罪を行ふものは往々酒色の料を得んか爲めなり其酒毒に中れるもの多きは敢て怪しむに足かず又犯罪を行ふの後は苟も些の良心あかんものは必ず不快を感すへし是に於て其鬱を散せんか爲め遂に痛飲して酒毒を醸すものも亦た尠かざるへし

曰く罪人は赤面するものと稀なりと(十七)英雄は皆な然り

曰く幼時より惡僻ありと(十八)然りと雖とも惡僻は大抵改良するものと得べきは「ロンブロッツ」も承認する所なり且つ幼より手淫を好むかよき多淫の人は大抵皆な然らん而かも皆な犯罪を行ふに非す

曰く嫉妬、復讐の念多きは罪人の特性なりと(二十)然りと雖とも世に嫉妬、復讐の念深きものは其

た多し而かも犯罪を行ふものは唯稀に有り
 曰く故なく人を嫌ふも亦た罪人の特性なりと(二十一)放肆の人は皆不然り
 曰く懲罰を屑ともせず又怒り易きは罪人の常なりと(二十二)英雄も亦た懲罰を屑ともせず怒り易き人も亦た世に多し豈に罪人のみに限らんや

曰く罪人は皆な懶惰放逸寡謀にして其心變し易く怯懦にして博奕を如ひと(二十三)然りと雖とも世に此等の僻あるもの尤も多し而して罪人は其千分の二なり(上を見よ)且つ罪人には大膽不敵なるもの甚だ多きか如し

曰く罪人は影蔭さふとを知らず(二十四)是れ或は慣習の致す所あらん蓋し數回犯罪を行ふものは其初めは頗る良心に愧つる所あらん雖とも漸次之れに慣れて後には全く良心を失ふに至るは毫も怪しむに足らざるなり

曰く罪人は文身を好むと(二十五)我か火防夫も亦た皆な文身を好むか如し而かも皆な罪人には非ざるなり

曰く罪人の手跡奇怪なりと(二十六)學者の手跡も亦た通常奇怪なり

曰く罪人の署名複雑なりと(二十七)歐米商人の署名も亦た複雑なり

曰く罪人の陰語は異語なりと(二十八)是れ固より然らん蓋し陰語を用ふるは簡便を主とするもの多し車夫、書生間にも亦た陰語あり異語に基くもの多きか如し

曰く罪人の結合に於ては專制主義行はれ其法律極めて苛酷なりと(三十)是れ固よりなり國法を犯して結合せるものなるか故に國の法律敢て之れを保護せず故に專制主義に據り苛法を以て之れを抑壓するに非されは到底其結合を全うするは能はず況んや國法を守らざる惡漢をして其結合体の法を守らしめんと欲するものなるに於てをや

之れを要するに「ロンブロー」か認め以て罪人の骨相、特性と爲すものは良民にも亦た之れを具ふるもの多く罪人にも之れを具へざるものあるを見は其據と云ふ薄弱なるはと知るへし然りと雖ども余は猶ほ是より細密に其所論を審査し着々其謬れるはと指摘せんと欲す

「犯罪人」(Vomo delinquente)の總評

余は此書を讀みて其著者の博學なるに感したり然りと雖も其頭腦の狀況聊か常ならざるものなきやを疑はしむるなり例へば「前に云ふの事を見たり」と云ひ而かも全く新たな事を言出したすはと屢なり或は僅かに十餘枚を隔て、全く同一の事を叙述し其文も亦た雷同しきに兩所共に新たな事を説き出たすもの、如く書せり但し余は同書の佛譯に就いて之れを讀みたるか故に或は誤譯なるかも計り難し然りと雖ども其佛譯は伊國に於て出版せしもの、如く又著者の許諾を経て出版したるものなるや疑を容れず而して著者は頻りに佛書を引用せるを見れば其佛語に通せしむと論を俟たす故に余は反對の証據を得るまでは右の佛譯を以て誤なきものと看做すなり

且つ著者の精神聊か常ならざるものあるは他に其例証多し請ふ左に其三、四を掲げん

例へば未開人民か其慣習に違反するを以て重罪とせしむるを論せるの途中俄かに反對論者を罵詈し世の學者か偏に慣習を固執するを嘲笑せること數百言復た歸りて未開人民か慣習を重んずると説く是れ聊か怪しむへしと爲す且つ動もそれは反對論者を罵詈し往々讀むに堪へざりしむ是れ著者か十數年の辛苦に由りて發見したる新説を駁撃するもの多く世人をして容易に其説に服せしむるゝと能はざるを遺憾に思ふの切なるより滿腔の不平溢出して自ら禁し難きの致す所ならんと雖ども亦た或は新説發見の爲めに辛苦を重ね研究に研究を積みたるより頭腦幾分か疲勞して精神に聊か穩かならざる所を生せしむの徴候に非ざるか余頗る疑なき能はざるなり

又例へば萬般の事動もすれば皆な是れ遺傳なりと云ふ其一二を擧ぐれば決闘か今日の文明世界に存するは遺傳の致す所なりと云へり然りと雖とも是れ唯慣習を以て解くことを得へし蓋し何れの國にても古は組織せる裁判所なく人民皆な私しに争を决せしは殆ど争ふへかゝる事實にして著者も頻りに論ずる所なり然るに世の開明に進むに從ひ裁判所組織せられて既に私闘を爲すの必要なしと雖ども因襲の久しき恥辱を受けたるものは決闘を爲すに非されは其恥を雪ぎ盡したる心地せずとて往々之れを爲すものあるに法律は嚴に之れを罰するを爲さず輿論も亦た之れを責めざるか故に今日歐米諸國に此一大汚辱を存するものなるに之れ亦た遺傳の致す所なりと云ふは頗る奇怪なりと謂はざるを得ず又特赦を以て遺傳の致す所となせり余は今特赦の可否を言はずと雖とも之れを可とするの理由は畢竟法律は必ず不完全にして往々不正の結果を生ずることあるを以て特赦に依りて

之れを救正せんと欲するに在るか如し故に遺傳を以て之れを解くは亦た甚だ奇怪に思はるゝなり又著者は今日世の學者か罪人を罰せんと欲するは復讐の念に基けり已れの説を採用せざるは復讐の思想未だ腦髓を去らざればなりと痛論す其意に曰く罪人は素と病人なり故に之れを病院に監置すべきのみ然るに世の學者は之れを以て尙は憐れすと爲すは彼れ云云の惡事を爲したり彼れ憎むべし彼れを虐待するに非されは我心の醫するに足らずと云ふ復讐の念慮に出てたるなりと雖ども復讐主義は既に往昔の事なり今日之れを言ふものは余之れを聞かずして罪人を罰するには二三の有方なる理由あり今假りに之れを誤れりとするも敢て此理由を駁撃するを爲さず漫りに復讐主義なりと嘲罵するか如きは亦た以て著者の精神の常なざる一徴候と爲すに足らんか又著者は禽獸及び兒童の常態を詳細叙述し恰も他人の未だ觀察せざる事項を發見したるか如き句調にて之れを言へるは亦た聊か奇怪なるものあるか如し

(未完)

雜 論

典獄其他の實務家より本會の参考として意見を寄せられたる向少なからず本會爲めに裨益を受くること多し是れ深く謝する所なり然るに空しく之を本會の籠底に収むるは如何にも忍びざるを以て自今聊か短評を付して本欄に掲げ擴く會員諸君の参考に供せしむることを期す

就ては今後も本會の参考として續々意見を寄せられんことを會員諸君に切望す本會は諸君に代りて之を世に贈道とることを怠らざるべし

編 者 白

希望一束 (承前)

●押丁と男囚とは女監内に立入れしめざらんを望む

(四〇五四)

女監は都て婦女の支配下に属せしめんことを希望に堪えざれども今日の有様は容易に此事を許すへきにあらず左れども女監に出入するを得へき男子の範圍は出来へき丈け狹隘なからしめんことは何人も希望するところなるべし就ては充分なる責任あるものにあらざれば女監に入ることを許すへきものにあらざると信す然るに女子を拘禁しつゝある其女監の修繕掃除其他に男囚を使役する所なきにあらざると云ふ者あり此事果して信なるや否を知らずと雖も萬一にも斯かるべしとありとせば男監女監の嚴劇相立たす甚だ然るべからざるべしとす而して今日は決して此事なしとするも注意周到なからざる向に在りては將來或は之れなきを保し難し或は曰はん假令男囚を女監内に入るゝも看守押丁の監視するべしは毫も差支なきと是れ一理ある言なるか如しと雖も其實看守押丁の監視は到底男囚を女監に入るゝの弊害を防遏するを得ざるなり蓋し男女囚會見するときは如何に監視嚴なるも逃走の念を起さしむる等其弊云ふべからざるものあり一例を擧げば先年某縣監獄に於て男囚をして女監の周圍を掃除せしめしめざりしより遂に男囚と女囚と情死したる奇事ありしにあらざるや是れ決して看守者なしに男囚を女監に出入せしめたるにあらざるなり是の故に男囚は如何なる監視の下に在るも決して女監に入れしめざらんことを希望す又前にも云ふ如く女監に出入するを得へき男子は充分の責任を負ふものたふさるべからざる然るに押丁の如きは其責任頗る充分ならず隨て之れか信任甚だ薄きものなれば之をして女監内に出入せしむるに於ては少なくとも女監の紀律上妨なからざる障礙あるべきを信す是れ常に男囚のみならず押丁も亦女監内に立入らしめざらんことを希望する所以なり

號五拾四第誌雜會協獄監本日大

●獄則に依り懲罰執行中の者は半途にして轉監せしめざらんことを望む

聞く懲罰を受け其執行中のもの雖も往々之を他監獄に移送し他の典獄に其殘餘の懲罰執行を囑托する向なきにあらず是れ其囚人の時日を期して送らざるを得ざる者たるに於ては固より至當のべとなりと雖も斯の如き特別の事故なき者たるに於ては頗る穩かならざるべしと思考す何ぞなれば特別の事故なきものは其懲罰の終るを待て之を送るも制規上差支なきことなるべくして而かも其監獄の紀律を確保する上に掛かざる利益あるべし蓋し懲罰半途にして其者を他監に移し典獄に懲罰執行方を囑托するときは其囑托を受けたる典獄に於ては其者の犯狀を詳にせず從て他囚に對し監獄の紀律上其者を罰せざるを得ざるの必要なくして只懲罰を執行せざるを得ざる位地にあるものなれば其罰は其監獄の紀律上必要なのみならず之を執行するものは遇を衷心忍びざるの情なきにあらずるべし之を要するに獄則處分は刑法と其趣きを異にし専ら其監獄の秩序を亂し紀律を破りし故を以て之を罰するものなれば當該監獄に於て之を執行せざるに於ては其効甚だ薄し常に其効力薄きのみならず獄則懲罰の主趣たる上隙の如きものなれば甲監獄に於て罰せざるべしと乙監獄に於ては之を罰するべしとあるべきか故に其監獄を異にして懲罰を執行するは頗る事理の當を得ざるものたり因ては特別の事故ありて已むを得ざる場合を除くの外懲罰は同一監獄に於て之を執行し終るの注意あらんことを希望す

●糞工と減食罰との減少を希望す

號五拾四第誌雜會協獄監本日大

(五〇五四)

方今監獄作業の模様を観るに藪工は殆んど唯一の監獄大作業なるか如し藪工果して監獄大作業たるに適するや其囚人衛生上の關係は如何其囚人出獄後に及ぼす關係は如何監獄の經濟上は如何又懲戒上果して殆んど唯一の監獄大作業と爲すに適するかと云ふに衛生上には大に不可なるものありて囚人の眼病は十中七八まで該工の爲めなるか如し工錢額亦非常に低くして囚人出獄後營業の資を蓄ふるに足らず而して監獄に収利ありやと云ふに該工は収利極めて少なきのみならず時としては素品代反りて給與工錢の上に出るか如き不經濟なきにあらず加之其業たる出獄後一の生業と爲すにたらす其勞動亦他の監獄作業中之より勝れるもの甚た多し斯く觀察し來れば藪工は監獄大作業たるの價値なきのみならず正さに其反對たゞざるへからず然るに數百の囚人を驅て該業に就かしむるは警ひ作業制限多き今日なるも決して策の得たるものにあらずを信す又監獄懲罰中極めて多きは減食罰なるか如し然るに減食罰の如きは單に食を減し監房に閑坐すれば責了るものなれば世間貧困に慣る、徒の如き外間にて一日三回の食を得るは難き者等に至りては左まで懲罰の効を感せざるか如し且つや減食罰は囚人の身体を衰弱せしめ將來の使役上妨げなきにあらずへし斯の如き懲罰にして(或る場合に於ては減食罰の有効なる固より論を待たず)監獄内懲罰は殆んど減食の一種なるかの如き感あらしむるは少なきにあらずるは一の弊害と云はざるを得ず此弊は殊に監獄支署に多きか如し之を要するに藪工と減食罰との多きに過ぐるは目下の事實なるを信す其減少を移むるは豈今日の急務なからずや

○監獄費は學理上國庫費支辨たらざるへからず

抑々學理上地方費支辨に属すべきものは地方自治体の事業ならざるへかかず而して監獄と地方自治と如何なる關係あるかと云ふに監獄は國家の秩序安寧を傷害したる國家の犯罪人を拘禁する所なれば此監獄を保持するは國家の義務なり犯罪人は固より一地方の犯罪人にあらず之を捕へ之を罰する皆國權を以てするものなり故に監獄は毫も地方自治に關係なきものとす既に犯罪人を監禁懲罰するは國家の權たる以上は此權利執行に伴ふ所の費用は當然國家に於て之を負担せざるを得ず今假りに一步を譲り地方自治体に於て監獄を保持するはとせんか之に入る所の罪人は國法に依り入監を命せられ又其管理は自治体に任し得べきものにあらずして俱に一定の國法あり自治体に於ては之を左右するはとを得ず加之在監人の衣食住の如きも亦皆全國一定の制規に依らざるを得ずして地方自治体の動ずと能はざる所なり然らば則ち地方自治体に於て之を保持すと云ふは唯其費用のみを自治体より支出するの外ならざるなり夫れ地方自治体の費用とすべきものは特に其地方と密接の關係を有し且其地方を異にせるに從て差異あり國費の負担と爲すときは不公平不權衡を免かれざる性質のものたゞざるへかかず然るに冒頭にも陳述せし如く監獄は國家に属し地方と密接の關係なく地方を異にするに由り差異あるべきものにあらず決して地方の固有物にあらずるなり監獄を各地方に設くる所以は只國法執行上の都合に出てたるに過ぎず則ち方今監獄は各地方に設けありと雖も此は其

地方々々に無くてならざるものにあらず之を要するに行刑上並に裁判上の便利を謀りて各地方に配置したるものなれば之を配置されたればどて其費用をまて各所在地方自治体に於て分擔するの謂れはなるへし人或は云はん各地方の舊慣習俗の同しかゞざる德育風化の異なるに依り犯罪人も地方を異にするに從て其罪質を異にし又其數に差あり既に地方に由り罪質人員を異にする是れ取りも直さず其地方にて其罪人を造りたるものなれば之を養ふは其地方の義務たらざるへからずと此は一方を見て一家と做し一社會を以て一家と爲すこと能はざるの謬見なり蓋し論者の言の如く其地方罪人を出したるか故に恰も該地方を以て一家と見做し其罪人は其地方に於て養はざるを得ずと爲すよど其罪人はして一地方に對する罪人たれば尤至極の説なれども奈何せん犯罪人は社會の犯罪人なり一地方の能く之を造り得へきにあらざるなり故に犯罪人あるに際し之を出せし家と見做すへきは一方地方にあらずして社會なり社會は自己か出したる犯罪人なるか故に之を引受けざるを得ざるの義務あるものとす而して地方を同ふせざるに從ひ罪質を異にし又犯罪人の數を異にするよどは如何にも之れあらん然れども如何に其罪質に差あるも一たび國法を犯したる以上は皆均しく社會の罪人なり故に此罪人を懲處するは一地方の任にあらずして總て社會の任なると明かならそや地方に由り犯罪人の數に差あるも是れ亦地方負擔の理由と爲すに足らず遇て國家負擔の至當なる引証と爲すを得へし何となれば論者の説の如く犯罪人の數に差あるか爲め地方々々にて之を養ふとせんか或る地方は多數の犯罪人ありて多くの害を受けたる上に多くの費用を負擔し或る地方は犯罪人少數の爲め

害少なく負擔の費用亦少なきの結果とならん是れ豈不權衡千萬ならずや之に反して國家即ち其社會全体の負擔となすときは多數の犯罪人ありて害を被りたるよど多き地方と犯罪人少數にして隨て害を受けたるよど少なき地方と共同して犯罪人の費用を負擔するに當るものなれば能く甲地乙地の被害を平均し斯の如き不權衡を免るゝにあらすや故に地方に由り犯罪人の數に差あるは地方負擔の理由と爲すに足らずして却りて國家負擔の理を明にするものと云ふへし

以上開陳する所により監獄と地方自治体との關係明々白々ならん今又數歩を譲りて道理以外に立ち監獄費を地方自治体の負擔と爲し置くよどせんか事實上に於て擱き難き不都合を見ん其は近來交通の便日を逐て發達するに從ひ各地方の犯罪人交通至便の市府に集り爲めに市府の罪囚日に多きを加ふるよど是れなり將來交通の便愈々開くるに從ひ益々斯の如くなるへし故に交通自在なる市府の監獄は遠からずして他地方犯罪人の群集充滿する所とならん而して此夥多罪囚の費用は皆此一市府にて負擔せざるを得ず地方費の性質豈斯く一地方のみに偏重なるべきものならんや是れ監獄費は學理上國庫費支辨たゞざるへからずと云ふ所以なり然り而して彼の歐洲諸國に於ても監獄費を地方に負擔せしむる向全く之れなきにあらす然れとも此は一時經濟上の都合に出てたるに過ぎずして學理上斯く爲したるにあらす要するに我邦の今日と殆んど同様なるを以て茲に深く辨するを要せざるへきなり

翻譯

露國萬國監獄會議決議 (承前)

正員 陸軍教授 野村泰亨 譯 東 京

第七問の答

第七問 刑事裁判宣告確定前と確定後と在監人を遇するに如何に其規律を異にすへきや

(一) 拘置には成るべく特別監獄を設け又禁錮の爲めには輕罪未決監中に特別の場所を設くるおとを企望す

(二) 分房別居は拘置に普通の準則として之を採用すへし而して刑事被告人の情願あるも裁判官若くは監獄官の許可あるにあらざれば晝間雜居拘置に處するを得せしむへからず

(三) 幼年者を拘置するにも亦分房別居を適用すへし然れども幼年者に對しては必要の場合におかされは分房別居を命令するおとなかるへし蓋し本來は十七年末滿の幼年者は裁判官に於て確定の裁決を下すの時に至る迄之をして自由の狀を存せしむるおとを望ましけれ

(四) 老年なる爲め又は形体病若くは精神病の爲め分房別居を命せば其健康を害するの恐れある者には之に易るに雜居拘置を以てすへし

(五) 刑事被告人は普通法に準據して之を取扱ふへし拘置の目的上並に監獄秩序維持上よりする

の各制限法を設くへからず

(六) 地方監獄局は刑事被告人に對しては秩序の維持に必要にして且監獄則に明記せる取締法にあつされは適用するおとを得ず

(七) 放免せられたる受刑人の爲めに設けたる保護會社は又放免せられたる刑事被告人を保管すへし

第八問の答

第八問 囚徒をして刑期滿限放免の後能く自活の業に就かしめんを欲するときは、監獄内に多種の役業を設け、其囚徒の技能に應じて最も適當なる作業を執らしめざるへからず、斯の如くせんを欲するときは、監獄は恰も一種の工場と爲り、營に煩雜を極むるのみならず、其費用亦非常の多額に上るへし、加之監獄に於て多種の作業を設くる此の如きときは其中又過當過易にして囚徒懲戒の功を奏し難きものあると免れるるへし而かも尙ほ其種類を限定せず、囚徒の技能に應じて各々適當なる作業を執らしむへきか

凡そ囚徒は成る可く之をして其技能に應ずるの業務に就かしむるを要す而して此業務中稍々繁雜又は簡易なるものあるへきも監獄學理的な需要と毫も牴牾する所あらず

第九問の答

第九問 刑期を數期限即ち數階級に分割し、囚徒の一階級を経る毎に漸次其待遇を寛にするは、至良の方法なるべし、果して之を以て至良の方法なりと爲すときは、其第一階級に於て最も嚴格なる規律を用ひざるへからず、即ち分房監禁の法を施すへきは勿論なるへし、而して此等の囚徒に對しては如何なる種類の作業を授くへきか、且つ此期限階級を設くるには刑期の幾分既に經過したる時を取るへきか

先づ作業を課し分房拘置に處するの邊進監獄法は中期刑の者に適合するものとす(其他の答を欠く)

第十問の答

第十問 拓地又は殖民の目的を以て荒蕪の地に監獄を設置するときは、一般監獄の規律と相異なる特別の規律を設けて囚徒の待遇を寛にすべき。
 前項果して然らば、此監獄に送遣すべき囚徒は悉く長期刑の者たるを以て、其送遣前先行つ特種の規律を設け、内地の監獄に於て若干期限の間之を嚴待するを可とすべきや

長期刑囚徒を處するに遞進監獄法を採用するときは之に屋外作業を執らしむるを得るのみならず又此の如くせんふどを希望す但し民間自由の工夫と之を分別するを要し而して其業務は其國の本士若くは邊境に之を設くるふどを得へし

第十一問の答

第十一問 萬國監獄統計表は如何にして調製すべきや

本會議は左の如くせんことを希望す

- (一) 萬國會議を開設する毎に萬國監獄の統計表を調製するふど
- (二) 右統計表の調製は本會議を開設すべき國の監獄局に委任すべきこと
- (三) 會議の翌年監獄上の調査を遂くべきふど
- (四) ヘルトラニ、スカリア氏の報告に追加せる諸表は前記萬國監獄統計表の憑據と爲すべきふど
- (五) 本會議出版の書には既に証明せる結果を説明し又萬國監獄統計表を記載するふど (未完)

○歐米監獄沿革史 (前号の續き)

米國法學及神學博士 ワインズ 著
 正員 在文科大學 神谷四郎 譯 東京

第九節 サイ、ロバート、ビール氏の監獄則 前節に述べたるフリー女史の事業と同時に即ち千八百十五年に獄則改良協會なるものロンドン府に設立せられたり、此協會の監獄改良に與へたる好影響は茲に一言するの價値あり、そは、從來の監獄改良者は各人獨行したりしを以て其力、弱く充分の結果を得ざりし弊を除きたると、種々有益の報告を此協會に集めて之を各會員に配布するの便を得たると、英國の本國及び其領地の全体の各監獄に就ての種々の監察方法を整頓し且、實行したると等なり、尋で獄事を論じたる著書は續々として顯れ、讀者亦多かりき、バックストン氏の現行獄則論と題せる書は一年の内に其第六版までを出したり、國會にては監獄委員を設け、此委員現行獄則の頗る不完全なるものにして其中に不條理なる点又、前後撞着したる點、甚だ多きふどを見出したる、是に於て乎、サイ、ロバート、ビール氏は改正監獄則を作りて之を提出し一千八百二十三年に遂に之を實行するに至る、此監獄則にては晝夜とも囚徒を隔離して監禁するの主義は採用せられさりしかば、フリー女史及び獄則改良協會は大に此事に反對せり、さて此監獄則は隔離監禁の代りに粗惡なる主義に基きて分ちたる階級分房を爲したり、そは、只、刑法上の罪名に據りてのみ階級を分ち各囚の年齢、性質及び獄内の行狀等には少しも關するとなし、されば此分房法は惡業の熟練者と

未熟者とを分つの目的も又、行狀の改良を獎勵するの目的も共に達し得ざるものなりし、然れども此他の改正は是よりも價值多きもの寡かたす、だとは女囚の看守は必ず婦人を以てするを以て、教誨堂に於て毎日、短かさ説教を爲すものと、讀み書きを教うるを以て、從來司獄官は囚徒に對して無限の權力ありしを改めて其權力に對して必要なる制限を置きしものと、看守人及び教誨師は政府及び國會に成規の報告を爲すべきものと等はなり此のピール氏の監獄改良事業に驚くべき刺激を與へ、各州、其職務を全く改革するもの多く凡そ英國内にある監獄にして其規律多少改良せられざるもの無きに至れり

第十節 ロンドン獄則改良協會の事蹟 此協會の事は前節に畧述したりと雖も、猶詳に之を述ぶるの價值ありと信す、さて此協會は千八百十五年の創立なれば時に於て世界第二の獄事協會にして米國フラデルフヒヤ府に設立せられたる同名の協會を以て千七百七十六年の創立にして世界第一のものなれ、又第三は佛國の王設監獄協會にして千八百十九年に組織せられ、第四は米國ボストン府のボストン獄則改良協會にして千八百二十五年に設立せられたり

此ロンドン獄則協會は英國に於て犯罪人の數、非常に増加したるに刺激せられて起りたるものにして其主旨は犯罪の防遏と、犯罪人の教化との二者を以て刑罰の大目的となすとに在り、又恐怖の念を惹起すのみを以ては未だ全く此二者の目的を達するに足らず、之に加ふるに罪惡を嫌ひ慈悲を愛するの情を鼓舞し且宗教及道德の要義を教へ、節儉勤勉の習慣を養成して初めて全きを得へし

と唱道せり、されは死刑は犯罪を罰するの道にあらずとて措て問はず、此協會が力を盡して研究したる問題は如何にして能く各犯罪人の禁獄の時期を各犯罪人並に社會に最も有益に利用し得るやといふこととなり、さて此協會は廣く各監獄を觀察して一般の獄則、甚だ不完全なるを見出したる、先づ其第一の欠典は囚徒の分類不完全なる故に幼年囚も熟練なる老惡徒も同房に雜居するとして是に次く欠典は囚徒の分額不足なる職業を教うるは囚徒教化の第一の方法なれば是亦實に大なる欠典なり、されは協會は是等の弊を除かんとを力め又、監獄建築法を熱心に研究し又、出獄人の保護をも爲したり、そは出獄人の必要に應じて衣服器具を與へ又出來得べき場合には職業を求めて之に就かしむるとを周施し、貧窮にして頼る處なき出獄人の爲には寄隠所を設けて之に居たしめたり、此寄隠所は千八百十八年に開かれ其年及び其翌年中に是に入りたる出獄人は二百十人にして其内百七十七人は生業を興へられて此所を出て、十三人は猶此所に留り、二十人は放逐せられたり、されは此二十人を除く外は再び犯罪人となさざりし

此協會の會計主任者たりしホリア氏曰く「或人は我協會は過度の慈愛を以て夢想的の事業を爲すものなりと誇れり然れども徳義の教導を盛にして慘酷なる禽獸的の制裁の必要を除き、恣に罪惡を行ひ得るを以て、又經驗上少しも有益の結果を生せしとなく反て惡心を増長せしむるの傾向ある從來の酷罰にも共に反對し、又種々の惡習慣を撲滅して之に代ふるに職業を勉め、粗暴を戒め、奢侈を慎み、規則を正しくする等の良習を養成するを以てするを得べき獄則の新考案は我協會

の力によりて次第に發達したり」と實に此協會は經驗上最も有益なる諸主義に基きて當時實行せられ居りし諸規則、方法を消化して一の完全なる獄則を作るといふ頗る有用なる勞を執りたるものなり

此協會はニューゲート監獄に於けるフリー女史の事業及びロンドン府のボロー、カンプター監獄、リバープール、ブリストル、カーライル、グラスゴウ諸所の監獄に於ける貴女の事業に就て大に同情を表したり余は茲に又少しくニューゲートに於ける女史等の事業の結果の一部分を畧述せしめて從來ニューゲート監獄にては諸物品の紛失するおと殆んど通常なる有様なりしに女史等の事業其緒に就きてよりは此弊害著しく減少し遂に全く消滅するに至り、一貴女此獄を訪問したる時五磅の銀行手形を遺失したりしに一囚徒之を拾ひて看守人に届け出て其貴女に返戻せられんとを請ひ、女囚の製造したる工藝品總計十万余点ありし内に一点も紛失したるものなきか如き有様となり又女史等の教誨を受けたる女囚の数は頗る多きとなるか其是等の女囚の出獄後再び罪を犯して監獄に歸り入りたる者は甚だ僅少にして數年間に只四人ありたるのみ而して是等の者も其再び入獄したる時に大に慚愧後悔の情を起したりと云ふ凡そ女史等が宗教上の慈愛の力を以て是等、社會に厭棄せられたる惡徒の性質、習慣上に驚くべき變革を生せしめし事は枚舉に勝ぬされども以上の事を以て其首なるものとす

此獄則協會の盡力に因りて英國中の諸監獄多くは學校の設あるに至れり此學校は監獄長官の許可を

請け得たるものにして隨意訪問者殊に貴女の監察の下にありて有益に囚徒を教育したり、凡て是等の事業は皆殊に女囚に係るものにして其結果として婦人再犯者の數次第に減少し僅に數年間にして從前の半數に充たざるに至りたり

監獄工業を始むるとに就ても此協會は大に効蹟あり而して諸監獄其工業の好結果を得たと多し協會の報告書に據れば其最も著しきものはグラスゴウ監獄にして同監獄の費用は殆ど全く囚徒工業の収益金を以て支辨し得、残す所は一四一年間に付き僅に十シリングのみなりしと云ひ次にアレクソン感化院にては千八百二十一年中の工業總益金二千四百四十九磅余なるに同年中の囚徒食料費の總額は一千九百八十八磅余なれば之を支辨して猶百六十一磅余を残し得るに至れりと云ふ

此協會は又監獄の宗教々誨を盛大ならしむるおとに熱心盡力して其効蹟少からず協會は主張して曰く「教誨師たる者は其熱心に囚徒の利益の爲に盡力する者たるおとを囚徒に感せしめて之を教化せざるへかからず、しかするには決して冷淡なる儀式上の説法を爲すのみにして其教誨官たる公務終れりとして止むが如きとあるべからず其私行上に於て囚徒の親友となり深く之を愛して其愛を分ち其前途の希望を誘喚し其窮乏を救濟せざるへかからず是を惡漢を豹變して良民たらしむるに最妙なる秘術なれ」と此協會は不良幼年者感化事業にも與て大に力ありし、されどそは救兒院沿革の條に於て述ぶる方便なるを以て茲には省く

以上に列舉したるもの、外、猶此協會の爲したる有用の事業頗る多けれども紙數限あれば省きつ

第十一節 亞米利加合衆國の監獄の暗世 此時に方り亞米利加合衆國の監獄改良の進歩は歐洲各國の注意を促し英吉利、普魯士、佛蘭西等の諸國皆特使を派遣して合衆國の諸監獄を巡覽せしむるに至りたり、されば予輩は茲に眼を大西洋の彼方に轉して合衆國監獄の有様を見さると得ず之を見るには従て亦其過去の狀を知り如何にしてかく進歩したるやを概見せざるを得ず

合衆國にては監獄の暗世は殆ど無しといふも不可なし然れども全く無さにはあらず、則ちコンナクチカット州には千七百七十三年より一千八百二十七年まで五十餘年間地中の窄獄ありたり、又はシムスバリー近傍の丘陵に沿ふたる廢礦穴にして曾て歐洲各國にありし恐るべきものと同様のものなりし、夜間は多數の囚徒此穴中に集められ其足は重き鐵棒に縛せられ、其頸は鐵鎖を以て頭上の梁柱に撃かる汚濕の氣は穴中に充滿して絶へず熱病を流行せしむ、囚徒は相互に惡事を研究し其後の喧騒は實に甚たく全く安眠する者なかりしと云ふ又フレデルフェヤ監獄にては囚徒の男女を問はず年齢に關せず未決者、已決者、初犯者、數犯者、負債者の別なく皆之れを雜居せしめ司獄の官吏、公然、酒類を囚徒に賣り、刑期滿つるも謝金を拂はざる囚徒は出獄するを得ず、教誨の方法は全く是無かりし、ボストン監獄にては一年余の間、一千余人の負債者と一千余人の犯罪者とを一室に雜居せしめしとあり其少しも囚徒を分類せざるとはフレデルフェヤ監獄に同じく惡事を談話し飲酒爭鬪するも少しも之を制するとなかりし

監獄の有様既に以上の如くなるに刑法も亦甚慘酷なりしニューヨークにては嘗て土人を燒殺するの

刑ありし時としては其苦を長かからしめん爲に綠樹を以て燃料となしたるとさへあり又土人を鐵棒に縛し、其自然に餓死して死骸は惡鳥の餌食となるまで放棄し置くの刑もありたるなり凡へて十八世紀には米國の諸州至る所に桎梏、括臺、鞭答を見たり (未完)

○佛國常置監獄巡閱官改正規則 正員 佐野 尙譯

譯者曰く本會寄書家諸君中監獄巡閱官常置の必要を論せられたるまど少なからそ生も素より同感なり、今後府縣監獄費國庫支辨となるときは必ず巡閱官常置論者の目的を達するまどなるへしと信す而して常置監獄巡閱官規則の最も整頓せるは白耳儀國なりと云ふ佛國の如きも久しく之を執行し來りしか尙昨年六月該規則を改正公布したり今幸に其通信を得たれば茲に譯出して會員諸君の參考に供す

第一 一般の規定

第一條 內務大臣の管理に屬する監獄の巡閱は左の二部に區分す
監獄巡閱部 救護諸舍院巡閱部

第二條 監獄巡閱官は內務大臣に直隸するものとす

第三條 監獄巡閱官は左の二種の事を執行すへし

一、巡閱事務は巡回中に之を整頓する事

二、巡閱官會議に於て討議する事

第二 巡閱の區域

第四條 巡閱官は左の諸監獄及救護諸舍院並に之れに關する事務を巡檢するものとす

- 一、輕重罪監及懲治監 中央徒刑監 官司作業及請負作業を行ふ懲治中央監 農業監 囚徒押送に關する事務取扱方 男女幼囚を監禁する公私立の諸舍院 出獄人保護會社 監獄に附屬する諸舍院等

又巡閱女官は幼年女囚を監禁する諸監獄の檢閱に特任し其他丁年女囚監及監獄巡閱部に於て常時監督する諸舍院を巡閱するよとを得

- 二、救護諸舍院 貧院育兒院 公私立瘋癲院 救護金貸附所 乞丐留置所 寄隱所 棄兒院 政府に於て公益ありと認めたる慈善會 政府の補助金を受くる私立救濟諸舍院 幼兒保護會社 慈惠醫院 陸海軍人の用に供する私立救濟院

第五條 巡閱官の職務項目は毎年一月一日内務大臣之を規定す

第六條 特派巡閱は内務大臣之を常時巡閱官に任命するよとを得但し此場合に在ては監獄學専門の試験に由り採用せられたる若干名の風官を附屬せしむるものとす

其他巡閱官には内務大臣の職務に屬する特務の討議研究を命するよとあるへし

第七條 巡閱官巡閱中は特に左の諸項に注意するを要す

監獄事務の進行 法律執行上の進行 内務省發布規則及訓令の執行
巡閱官は監獄官に指揮命令を下すの職權を有せざるものとす但し至急を要する場合に在ては此限にわらず

第八條 巡閱官の復命書は各監獄及各舍院毎に各別に爲すへし

第九條 復命書は内務大臣の官房に納め之を官房録に登録すへし

第十條 各巡閱官は復命書毎に署名したる後にあつされは之を内務大臣に直呈するよとを得す

第十一條 アルセリ領諸監獄巡閱官は毎年之を特派す但し其特派巡閱官は毎年巡回順を以て輪番に任命するものとす

第十二條 巡閱官の出發は内務大臣の訓令を待つべきものとす

第三 巡閱停休間の職務

第十三條 各部巡閱官は同官中より議長を撰定し常に巡閱官會議を開くものとす議長は議員を召集し其討議を總へ之を調査録に登録す議長は議決の數に加はるを得す

第十四條 巡閱官會議(監獄部)は左の諸項に就き意見を附するよとを得

- 中央監獄及準中央監獄の經費豫算 監獄の新築、改造並に修繕工事 請負作業簿 請負作業より生したる製品の輸出 作業の構成 規律及監内取締等に關する諸規則 保護會社の構成 監獄官採用に關する規則

巡閱官は巡回中檢閲したる監獄官の行狀表を製し之に意見を附すへし
其他看守書記看守長志願者の試験書を調査し之に意見を附すへし

第十五條 巡閱官會議(救護諸舍院部)は左の諸項に對し意見を附するを得
救護諸舍院一般に關する規則 公立瘋癲院に關する内則 乞丐留置所の新設及改築並に其規則

第十六條 兩部巡閱官は其事務に關する事項を討議するか爲め議長より召集令を發したる時は直に
會合すへし

第四 巡閱官の任命及俸給
第十七條 監獄巡閱官會議は内務省監獄局備付の名簿に登録したる巡閱官巡閱女官及二名の書記を
以て之を組織す但二名の書記は各部に一名宛を附屬せしむるものとす此二名の書記は監獄局書記
中より之を撰任す

第十八條 巡閱官は内務大臣の上中に因り大總領之れを任命す
巡閱官は十三名とす(監獄部八名、救護諸舍院、衛生部五名)其外に巡閱女官一名を置く
總て巡閱官は左の諸員中より之を撰任するものとす
内務省局長 國立救護院一等院長 中央監獄或は準中央監獄典獄 前職の關係に由り特撰の榮
譽を受くる者

第十九條 巡閱官を五等に區分す俸給も亦同し
一等年俸 一方法 二等年俸 九千法 三等年俸 八千法 四等年俸 七千法
五等年俸 六千法
第二十條 巡閱女官の年俸は五千法とす
第二十一條 造家技師及巡閱女官補二名は兩巡閱部に附屬せしむ
前項の官吏は内務省に於て之を任命す但し其俸給は監獄巡閱官會議に於て之を定む
第二十二條 書記には報酬として年々千法を給するものとす
第二十三條 此規則の規定は大總領の命に依らざれば之を變更するよとを得ざるものとす
千八百九十一年六月十五日
大總領 カルノ
内務大臣 コンスタン奉す

問 答

● 刑法附則問答 (承前)

本欄の問及答は固より私考に係るものなれば其當否を保むること能はざるは勿論尙ほ不充
分のふと多かるべきを以て本欄の答に付き訂正の意見を有せらる、諸君は提擧の勞を惜ま
れざらんことを希望す
編者 白

第二十八條 假出獄ヲ許スヘキ者アル時ハ典獄ヨリ其犯人ノ行狀及刑名入獄
ノ年月ヲ記載シ假ニ出獄ヲ許サレンコトヲ内務司法兩卿ニ上申シテ許可ヲ

受クヘシ

問 本條に依れば假出獄を許さんとする犯人の行狀は典獄より上申するおどになり居れども監獄則施行細則第十三條に典獄は看守長、及看守、女監取締をして在監人の行狀を録さしむへしとあるを見れば此看守長以下の録取したる行狀録を以て本條の行狀書に充つるも可なるおどなるや

答 監獄則施行細則第十三條の規定は典獄の参考迄に看守長等をして在監人の行狀を録さしむる主趣なるへければ假出獄の上申に付ての犯人の行狀は典獄自身其責任を以て之を詳記すべきものと思ふ

問 施行細則第十三條の規定もあれば看守長看守等の録取せる行狀録を假出獄上申書に添ふるも不可なきや

答 看守長看守等の行狀録は前にも云ふ如く單に典獄の参考に止まるものなれば内務司法兩大臣に對して囚人の行狀を證明するは典獄なごさるへからす就ては假出獄上申書に看守長看守等の録取せる犯人行狀書を添ふるは其當を得ざるおどと思ふ

問 然らば本條に所謂犯人の行狀は普通監獄にて用ひらるゝ行狀録のおど、見做すを得ざるや

答 通常、監獄に於て用ふる所の行狀録なるものは自づ一定の雛形ありて之に在監人の行狀の廉々を記入するを例とす監獄に依りて精粗煩簡の別なきにあふすと雖も其雛形に拘束せらるゝや皆同じ然るに本條に謂ふ所の犯人の行狀なる語は固より廣く犯人の行狀を指すものなれば苟も犯人

の行狀に關するおどは之を詳記するを要す故に彼の雛形に拘束せらるゝ一般の行狀録なるものにて甚た不充分なるおど、思考す

問 本條に依れば假出獄の上申には犯人の行狀及刑名と入獄の年月とを記載するのみにて足れるか如し如何

答 本條のみを見るおどは行狀刑名入獄年月を記載すれば假出獄上申の事足るか如しと雖も抑々假出獄囚を撰定するには別に行狀調査内規のあるあり本條は只假出獄上申に付き大体の事柄を規定したるものなれば其詳細の手續に至りては固より該内規に依らざるを得ざるものとす而して該内規には裁判宣告書をも添附すべきおど定めあれば(本條には斯くあれども)右内規に依り假出獄の上申には本囚の裁判宣告書をも添附せざるを得ざるおど勿論と思ふ

問 仮出獄を許さんとする囚人にして若し曾て控訴上告等を爲したるものなるときは悉く其上訴に係る宣告書をも添付すべきものなるや又ば最初の裁判宣告書のみにて他は略記せば可なるや

答 裁判宣告書を要する所以は本囚の犯狀擬律の輕重酌量の有無等を詳悉せんか爲めに外なれされは苟も罪質若は擬律に關する書類は悉く添附するを要すへし就ては上訴に關する宣告書も皆添付するに至當と思ふ

問 裁判宣告の抜書のみを裁判所より送る向少なからすと聞く就ては右抜書の如きは仮出獄上申の際の用には立たざるものなるや

問 假出獄の上申に付きては前にも云か如く本囚の犯罪上に關し詳細の材料を具すべきものなれば右の如き抜書にては其用を爲さざるものと思考す

問 典獄より假出獄を上申するも必ずしも許可あるにあらざるへし就ては若し典獄より上申せし囚人にして假出獄の恩典と與ふるを得ざるものなるときは如何其旨と典獄に指令あるおとなりや
答 假出獄申請の場合も囚人の特典減等を上申せしときと同様若し之を許すべきものにあらざれば決るに於ては上申書は其儘留め置かれ只許可を與へざるに止まるおと思考す

問 本條に依れば假出獄の上申は典獄より爲すべきおとなるか此典獄の文字は之を監獄長と解するも可あるや果して監獄長と解し差支なきときは北海道集治監分監長の如きも假出獄の上申權あるへし如何
答 本條の典獄は決して監獄長の意味に解すべきものにあらざりと思考す若し然らずして監獄長の精神なりとぞるときは當に北海道集治監分監長のみならず各府縣監獄支署長も亦一監獄の長なれば假出獄上申權を有するに至り遂に重大なる此假出獄上申權濫用の虞なきを保せず就ては固より典獄と明記あるのみならず實際に就ても典獄に限らざるを得ざる事柄なれば旁々以て監獄長と解すべきにあらず隨て北海道集治監分監長は假出獄上申權なく獨り集治監典獄のみ之を有するおと勿論なるへし

第四十四條 特別監視ニ附セラレタル者ハ其期限間左ノ諸件ヲ遵守スヘシ

一 毎週間一度所轄ノ警察署ニ至リ其謹慎ナルコトヲ表シ監視ノ票ヲ出シ官吏ノ認印ヲ受クベシ但疾病又ハ已ムコトヲ得サル事故アリテ警察署ニ到ルコト能ハザル時ハ其理由ヲ届出ヅベシ

二 酒宴遊興ノ席ニ會シ又ハ群集ノ場所ニ參會スルコトヲ許サズ

三 事故アリテ住居ヲ移轉セントスル時ハ警察署ニ申請シ許可ヲ受クベシ但他ノ府縣ニ轉移スルコトヲ許サス

四 往復一日程ヲ過ル地ニ旅行スルコトヲ許サス

問 假出獄を許されたるものは本則第四十一條に依り警察署の許可を得て自ら財産を治め若くは職業を営み得るに付ては通常の假出獄者は必ず本條に依り其許可を得て自ら營業せざるを得ざる者のみならず斯く自から生業を營まざるを得ざる境遇にある者に對し本條第三項但書の如く一切他の府縣に移轉するおとを許さざるときは生業上の妨げとなるおと決して勘少にあらざるへし而かも此規定ある以上は如何なる營業上の必要に迫らるるも他の府縣に移轉するおとを得ざるものなるや

答 他の府縣に移轉するおとを許さすは本則に於て定めあれば營業上如何なる必要あるも許されざるおと勿論ならず左れと假出獄者は自營自食せざるを得ざるものなれば斯の如く其場合と必要との如何を問はず一切他府縣に移轉するを許さるは酷に失するの嫌なきを得ず就ては特別監視

の執行は他府縣警察官に於て爲すも差支なかるべきを以て假出獄者に對しても本則第二十七條の規定の如く警察署の許可を得ば他府縣へも轉し得べきものと改められんことを望む

問 本條第四項に云ふか如く往復一日程を過る地に旅行するを許さるるも同じく酷に失するか如し如何

答 本項も前と同様の理由に依り第二十七條第四項の如く警察署の許可を得ば旅行し得るものと改められたきものと思考す之を要するに典獄に於て悔改の狀顯著なるか爲め在監せしむるの必要なしと認め内務司法兩大臣に於ても其悔改を確實なりとして假出獄の許可を與へたる囚人を監視するとは在監中悔改の狀なかりし通常被監視人の監視より寧ろ寛なるべきの理由ありとあれ斯く甚たく其自由を束縛せざるを得ざるの理由は之を見出すに苦しまざるを得ず且つや此規定あるか爲めに本人の營業上に不都合を來し遂に貧困に陥ひり已むを得ず再び罪を犯すか如きものと全く之れなしとすへからず旁々營業上の必要あるに於ては旅行並に他府縣へ轉居をも爲し得るおとに改正あふんおとを切望の至りに堪へざるなり

第四十七條 假出獄ヲ許スヘキ者住居ナク及引取人ナキ時ハ第三十二條ノ規定ニ從ヒ監獄中ノ別房ニ留置スヘシ

問 本條は住居なきものにも假出獄を得せしめん爲めに設けられたるものなつか既に悔改の狀著しるしをか爲め假出獄の恩典を與へられたる者を尙ほ監獄の別房に留むるは仮出獄の主旨に背

き頗る穩かなざるか如し如何

答 假出獄の一大要件は社會に出て自活し得るの資格具備し居るおと是れなり而して社會に出て自活し得べき者をして住居を定めしむるおとは蓋し難きにあらざるべきを以て實際本條は無用に屬すべきも若し典獄に於て其住所を定むるおとに注意せざるおとは稀には本條に依りて別房に留置せざるを得ざるおとあるへし此は如何にも穩かならざるおとにして假出獄の効實際に於て之れなきに至らざるものなれば斯の如きは監獄の不面目と云はざるを得ず就ては本條を實施するは取りも直さず其監獄の耻辱なれば本條は常に空文なつかんおとを希望するなり

寄 書

●監獄費に關する島田三郎氏の演說筆記を讀みて

正員 田 口 卯 吉 東 京

監獄費國庫支辨の事は昨年の議會に於て大多數を以て否決せし所なりき、當時余輩其理由を詳にするを得ざりしが、近日島田三郎氏は「輿論の法廷に訴ふ」と云へる演說中に於て、監獄費國庫支辨案を否決したる理由を説明せられたり、是れ蓋し民黨諸氏の意見を代表するものと見做して可なるべし、故に余輩は之れに對して氣の毒ながら一擊を試みざるべからず、

島田氏の演說の主要は、地方税を以て監獄費を支辨すれば、地方議會は米麥の相場を正し、建築を監督し、殊に常置委員は細かに作業の事までに注意するが爲めに、其取締嚴重になりしと雖も之を國庫に移せば特に政府の權利を擴張するのみならず、再び不取締となすものなりと云ふにあり、然

り而して其證として左の一例を引かれたり、曰く最近き調べにて囚徒の數はざれ程、地方で費用を出したものがざれ程かと云ふに、未決囚は五萬三千六百四十七人、此費用は三百〇六萬五千百十二圓、是は政府提出の議案の参考書にあるものである、此費用を人員に割合へば一人の囚徒にざれ丈か、つて居るかと云へば、五十七圓餘で済んで居る、五十七圓で賄ひが付て居る、然るに政府が直接にやつて居る所の、全國に在る徒刑以上の者が居る集治監の人數は、一萬千二百四十四人で、此費用は九十萬千五百五圓廿六錢六厘で有て、之を一人に割合へばざれ丈であるかと云へば、八十圓である、政府で直接にやつて居るものは、一人當の囚徒の費用は八十圓にして、地方でやつて居る所の費用は五十七圓である、之を以て考るに政府が直接に費しますれば監獄費は全額に於て加はつて來ると云ふほどを證據立るとが出来ませぬ、乍併さだめは綿密の算用ではない、政府では此内から典獄等の費用を拂つて居る、中央政府でやつて居るのは役人の給料を拂つたものが這人つて居るから、其給料を引きました處で、ざれ丈國庫で囚徒一人に直接に遣つて居るかと云ふと、即ち集治監の爲めに費す所は簡様にやつて居ります、奏任判任の役人即ち典獄だの看守長等の給料は何の位で有と云ふに、八萬三千七百圓、之を囚徒の數に割合ふと一人に七圓の割合に成つて居ますから、一人に此七圓に當る所の政府直轄の囚徒の費用の内から、此七圓を引きますと七十三圓になります、此七十三圓が一人前直接の費用である、さうして地方の費用は、囚徒一人に付き五十七圓であるから、一人に就いて十六圓つゝ、國庫の方が費用が多くなる、だから地方より國庫に入れば囚徒一人に付き十六圓つゝ、又け増す計算が出来ます、之を以て儉約の法が立つて居ると云ひますか、全國の國費を通じて斷然私は人民の負擔を軽くするほどは出来ませぬと云ふ(大喝采)

余輩は此論を讀み、島田氏の意見の甚だ誤まれるを思ふ、余輩は府縣會議員が地方監獄の費用を論議するに付ては、必ず若干の節約を爲し得べきとを信するものなり、然りと雖も焉能く毎四十六圓と云ふか如き巨額の節約を爲すを得べきの理あらんや、抑も府縣會が今日議定する所は島田氏の明言せし如く、米麥の相場と獄舎の建築修繕とを論議するに止まるものなり、然り而して米麥の相

場は如何に節約せんと欲するも、騰貴すれば如何とも爲し難きものにして、節約の實は毫も行はれざるなり、唯々建築の場合に於ては、無用の計畫を削除するを得ると雖も、是れ亦た年々巨額の建築あるへき筈なれば、焉能く毎四十六圓の節約を爲すを得んや

蓋し府縣獄と集治監とは全く經濟法を異にせり、

第一 集治監に於ては看守在監人五百名に付き七十五名の割合にして、殊に三池及び北海道の集治監に於ては、此定員外五十名以下の監守を増置するを得ると雖も、府縣獄は在監人十五人に一人の割合なるを以て、五人に一人の割合なるを以て、府縣獄に於ては押丁を置かずと雖、府縣獄に於ては大約在監人十五人に一人の割合を以て之を置くこと、

第二 集治監に於ては押丁を置かずと雖、府縣獄に於ては大約在監人十五人に一人の割合を以て之を置くこと、

第三 作業の方法相異なること、

第四 米麥の相場は概して地方監獄に於て廉なること、

此餘にも尙ほ數多の源因あるべしと雖も、余輩は今論辨の便を計り一々之を枚舉せざるなり、何となれば以上の四源因は則ち集治監と府縣獄との經費をして此の如き相違あらしむる重なる源因なりと認むればなり、

今茲に數百歩を島田氏に譲り、彼の毎四十六圓の差を以て府縣會の功績に歸するものとすも、今日に至り之を國庫支辨とせるときは濫費を生ずるに至るべしと思惟するに至りては、余輩實に感なき能はず何となれば、

第一 府縣監獄か明治十四年を以て地方稅支辨に屬するに當り、府縣會は實に節約を勉めたりと雖も、巨額の節減を爲す能はざりしを以て、國庫支辨と爲すも大に増加すべき筈なると、

第二 國會なき場合に於ては、或いは濫費を生ずまじきにあらざるも、既に國會ありて、島田氏の如き代議士之に居らるゝ以上は濫費の憂なきこと、

余輩は何故に監獄費の國庫支辨を主張する乎、監獄費の負擔は地方に不平等なるものたるを以てなり、左の一表を見て之を知るべし、

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 府縣 | 東奈京 | 神奈川 | 埼玉 | 千葉 | 茨城 | 栃木 | 群馬 | 長野 | 山梨 | 静岡 | 愛知 | 三重 | 岐阜 | 滋賀 | 福井 | 石川 | 富山 |
|----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----------|---------|----------|-----------|-----------|---------|---------|----------|-----------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 人口 | 一,三六,五四六 | 九〇三,七四四 | 一,〇七,一四八 | 一,一九五,〇〇一 | 一,〇一八,四〇〇 | 六八二,五〇〇 | 六八二,五〇五 | 一,一三,一五八 | 一,〇八六,五五六 | 一,四〇五,七五五 | 九六六,七七八 | 九四四,七〇〇 | 六七八,四三三 | 六五二,四九九 | 七六八,九四三 | 七六一,九二二 |
|----|----------|---------|----------|-----------|-----------|---------|---------|----------|-----------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|
| 在監人員 | 三,九四二 | 一,五三〇 | 一,一七六 | 一,〇三六 | 一,三五四 | 八二四 | 一,〇九六 | 一,〇六六 | 一,一〇三 | 二,〇四八 | 一,三七三 | 一,〇九九 | 一,一四二 | 五三四 | 五四一 | 五四二 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 監獄費 | 一七五,六八〇 | 七五,二九四 | 九一,四四三 | 六八,〇五二 | 七五,二二八 | 四八,九七五 | 八二,三七五 | 八〇,九三六 | 四五,五三三 | 六,一七六 | 七四,四六六 | 五八,九二九 | 四九,二八九 | 五四,四五三 | 二四,〇三七 | 二八,八一九 | 三,一三四 |
|-----|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 在監一人一日平均費用 | 〇,二一九 | 〇,四二二 | 〇,三九九 | 〇,一九七 | 〇,一七九 | 〇,二四五 | 〇,二六三 | 〇,一九八 | 〇,三三三 | 〇,三六一 | 〇,一五五 | 〇,二二六 | 〇,一四四 | 〇,一五三 | 〇,一七四 | 〇,一七六 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 付在監人員 | 三四 | 七 | 二 | 九 | 三 | 三 | 六 | 二 | 二 | 一 | 一 | 二 | 一 | 一 | 一 | 七 |
|-------|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|------|------|------|------|------|------|
| 監獄費負担 | 一,五四四 | 〇,八三三 | 〇,八五 | 〇,五七 | 〇,七三 | 〇,七一 | 一,三〇 | 〇,七一 | 一,〇一 | 〇,五六 | 〇,五 | 〇,六三 | 〇,五二 | 〇,八〇 | 〇,三八 | 〇,三七 | 〇,四二 |
|-------|-------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|------|------|------|------|------|------|

寄書

監獄費に關する島田三郎氏の演說筆記を讀みて

(五六)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 新潟 | 福島 | 宮城 | 山形 | 秋田 | 岩手 | 青森 | 京都 | 大坂 | 奈良 | 和歌山 | 兵庫 | 岡山 | 廣島 | 山梨 | 島根 | 鳥取 | 徳島 | 香川 |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 人口 | 一,七六,一五六 | 九二五,四四六 | 七四四,六五五 | 七七七,六一一 | 六六六,二七九 | 六六三,二三四 | 五四九,四八八 | 八七三,九一〇 | 一,二〇三,三九五 | 五〇二,六〇七 | 六六六,五五五 | 一,五三三,四六六 | 一,〇四九,九〇〇 | 一,三三四,九五五 | 九三三,一三七 | 七〇〇,一九三 | 四〇一,〇八〇 | 六八七,六四四 | 六七三,四四四 |
|----|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-------|-------|-------|-----|-------|-----|-------|-------|
| 在監人員 | 一,三二七 | 一,一七八 | 七七六 | 八八九 | 八三三 | 三八四 | 四八五 | 一,四二六 | 四四三 | 四五一 | 九六二 | 一,九三六 | 一,六五六 | 一,七四一 | 八八三 | 一,〇七五 | 九一三 | 一,一五三 | 一,三〇六 |
|------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-------|-------|-------|-----|-------|-----|-------|-------|

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 監獄費 | 七二,七六六 | 六五,〇九一 | 三三,〇七五 | 四一,八三四 | 三四,五九三 | 三二,八二一 | 二六,二八〇 | 五三,七三三 | 一五,三〇〇 | 二一,五六一 | 四三,九八四 | 一八九,三三三 | 一〇七,三六一 | 一三三,三四一 | 五五,六七七 | 五二,九二四 | 三八,九八八 | 五四,五八九 | 三九,三〇一 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|------|------|------|-------|-------|------|-------|------|-------|-------|
| 在監一人一日平均費用 | 〇,八四四 | 〇,一七五 | 〇,三三三 | 〇,三〇六 | 〇,三三三 | 〇,一八 | 〇,一六三 | 〇,一七六 | 〇,一三三 | 〇,一五 | 〇,二二 | 〇,三三 | 〇,二八四 | 〇,一八二 | 〇,一七 | 〇,一五四 | 〇,二四 | 〇,一八九 | 〇,一〇六 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|------|------|------|-------|-------|------|-------|------|-------|-------|

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|---|---|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 付在監人員 | 七 | 三 | 一四 | 一 | 二 | 六 | 九 | 七 | 三 | 九 | 五 | 三 | 六 | 三 | 九 | 三 | 三 | 九 | 九 |
|-------|---|---|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|-----|------|------|------|------|------|-----|
| 監獄費負担 | 〇,四一 | 〇,七〇 | 〇,四四 | 〇,五五 | 〇,五〇 | 〇,三四 | 〇,四七 | 〇,六一 | 一,一七 | 〇,四二 | 〇,六七 | 〇,七 | 〇,九 | 〇,八五 | 〇,六〇 | 〇,七五 | 〇,九七 | 〇,七九 | 〇,八 |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|-----|------|------|------|------|------|-----|

寄書

監獄費に關する島田三郎氏の演說筆記を讀みて

(五七)

| | | | | | | |
|-----|----------|--------|-----------|---------|----|------|
| 愛媛 | 九八、〇七三 | 一、〇八五 | 五、八六四 | 〇、二四四 | 二 | 〇、六一 |
| 高知 | 五七、五〇二 | 一、〇六七 | 六、六五六 | 〇、一五八 | 一八 | 一、一〇 |
| 長崎 | 七四、六三七 | 一、〇〇五 | 四、九三九 | 〇、一五二 | 三 | 〇、六六 |
| 佐賀 | 五六、七〇二 | 六五四 | 三、〇六四 | 〇、一〇三 | 二 | 〇、五四 |
| 福岡 | 一、二五、六八 | 一、四三一 | 七、七五五 | 〇、一五〇 | 二 | 〇、六三 |
| 熊本 | 一、〇五、〇七四 | 九二六 | 五、一五五 | 〇、〇四七 | 八 | 〇、四九 |
| 大分 | 七九、三四六 | 一、〇八五 | 五、〇五六 | 〇、一三三 | 三 | 〇、六三 |
| 宮崎 | 四〇、五四八 | 五七七 | 二、九五五 | 〇、〇三七 | 三 | 〇、七二 |
| 鹿兒島 | 一、〇〇、一三四 | 六三三 | 四、一七四 | 〇、〇八五 | 六 | 〇、四一 |
| 沖繩 | 三七、八五三 | 二〇四 | — | — | 六 | — |
| 北海道 | 二七、〇一三 | 七、一〇〇 | — | — | 六 | — |
| 北海 | — | 三、〇五 | — | — | 二五 | — |
| 集治監 | — | 一三一 | — | — | 一五 | — |
| 兵庫 | — | — | — | — | — | — |
| 假留監 | — | — | — | — | — | — |
| 總計 | 四、〇七、一〇〇 | 六四、〇〇八 | 三、一〇三、六六六 | 〇、一、一三一 | — | — |

此表を見れば東京、群馬、山梨、大坂、高知等は苛重なる負擔を蒙れるとを知るへし、要するに地方の盜賊は多く三都に來りて惡事を爲すものなるを以て、三都の負擔は最も重くして、遠方に至るに従ひ其負擔の輕さを見るへし、去れば罪囚の費用を以て之を捕へたる地方の費用と爲すは決して條理なし、之れを全國一般の費用と爲して、而して之れを改良する方法を立てざるへかざるなり、然るに島田氏の意見に因れば、雜種税を地方税に割與し地方税の負擔を軽くして、以て監獄費を之

より支辨せしむるもの、如し然れども余輩は其所謂雜種税とは如何なる租税なるやを聞くを得ざりしを惜むなり、余輩は國庫の歲入を調査するも未だ嘗て此の如き税あるを知らざる也、余輩熟々議場の模様を案するに、議員の意見は専ら田畑の地租を輕減するの主意なりしが如し、然らば則ち三都は實に毫も利澤を蒙むるとなし、毫も利澤を蒙むるとなくして而して他の地方の盜賊をして其監獄に入らしむ、天下之より不公平なるとなし、且つ假りに島田氏の所謂雜種税なるものありて、之を地方税に割與するを得るとするも、其方に及ばず利澤は果して公平なるを得るや否や、之を再言すれば二十萬圓の監獄費ある地方には二十萬圓の利澤を與へ、十萬圓の監獄費ある地方には十萬圓の利澤を與ふるの結果あるを得るや否や、余輩不肖未だ此の如き雜種税あるとを知らざるなり、思ふに黨派の競争を離れ國民の利福を考ふれば、監獄費を以て國庫支辨となすは實に止むを得ざるものならずや、若し一たび之れを以て國庫支辨と爲さんか、各府縣會は大に其經濟に於て餘裕を得て、其戸數割營業稅等の最も難儀なる租税を輕減若くは全廢するを得るなり嗚呼是れ豈に今日地方の事情に於て最も急務なる事ならずや、

●監獄則施行細則第一百一條に關する疑義

正員 田村英吉 京都

監獄則施行細則第一百一條に曰く數犯俱發したる時は一の重さに従ひ處罰す可しと此數犯俱發の文字たる刑法の數罪俱發と全く同意義なるや刑法には例を設けて明細其取扱方を規定したれども本條單簡にして悉さざるものあり甲論者は曰く本條の俱發は刑法の俱發と同義なること無論なれば刑法の俱發例に準據し犯則數次に發見するも處罰未確定なる時本人に罪文申渡前は尙一の重さに依る可く

又一犯處罰を受けたる後其以前の犯行現はれたる時は前後罰期を通算せざる可らず乙論者は曰く刑法に於ても違警罪の如き微罪は之を格別に問ふ況んや獄則處罰の如きは獄内の秩序を保つの必要に出でたるものなれば成るべく其範圍を縮め正に文字の如く解釋し前例の如きは箇々處罰すへし否らされは到底獄罰の効を見る能はず偶々以て犯則者を釀成するに至る可し本條の解釋には決して刑法の主義を採る可きものにあらずと理論と實際とに照し甲乙孰れか正鵠を得たるものなるや敢て會員諸彦の教示を請ふ

通信

●看守教習

神奈川縣監獄署に於ては客年十二月廿六日看守教習試験を施行せり教習員は拾七名にして皆及第し全月廿八日卒業證書を授與したり卒業諸氏は左の如し

- 向彌五郎氏 小柳津延氏 岡孫次郎氏 澤井仙吉氏 高田幸三郎氏 武英次郎氏 佐宗松五郎氏
- 長田庄太郎氏 田中鶴松氏 大島靜氏 佐原三吉氏 大戸龜吉氏 中山吉四郎氏 渡邊則立氏
- 市川學三氏 木下重太郎氏 松村新造氏

又神奈川縣に於て看守教習の卒業試験を施行したるおと客年中に九回なり其卒業生の人員は五十六名に及び前年より二十五名を増加せり其中三十名は新教習規則に依り教習を了したるものにして其他は廿一年二月縣限り特置したる教習規則に依り卒業したるものとす而して其最初より教習を修了

したる看守の總人員は客年末日までには百三十六名の多きに至れり新教習規則を舊則に比するに大に面目を異にし教習の順序方法一層整備せり

(右 正員 神奈川縣監獄署三井五百吉報す)

兵庫縣看守教習所第壹回卒業生は左の如し

- 河合柳吉氏 馬場重彦氏 村岡仙三氏 赤木權十郎氏 阿南彦馬氏 松島潤平氏

(右 正員 兵庫縣監獄署本會報告委員清水種吉報す)

奈良縣看守教習所に於ては廿四年九月二十五日より第二回授業生として新任看守三名舊任看守一名を入所せしめ二ヶ月間授業の後十二月一日二日の兩日卒業試験を行ひたるに孰れも好成绩にて及第し全月三日卒業試験證書を授與したり其人名は左の如し

- 近藤左右一氏 尾木安太郎氏 磯邊壽麿氏 田阪信順氏

(右 正員 奈良縣監獄署高屋常三郎報す)

岡山縣看守教習所第三回受業生は八名にして客年十二月廿四日廿五日の兩日を以て卒業試験を執行せしに一名は優等點に達し殘る七名も各及第したるに付き同月廿七日卒業證書授與式を舉行したり其人名左の如し

- (優等) 富田忠良氏 津川安次郎氏 加藤源太郎氏 片岡彌之吉氏 加納武氏 大塚義清氏
- 坪田英太氏 一塲綾次郎氏

(右 岡山縣監獄署庶務課報す)

大坂府監獄署に於ては本年一月十日十一日の兩日に看守教習生卒業試験を爲し同しく十五日午後一時卒業證書授與式を舉行せり當日は山田大阪府知事臨場演詞あり次て前田大阪府典獄の祝詞看守教習

通信

看守精勤證書

京都府感化保護院の成績

(六二)

生總代の答詞等あり鄭重なる盛典なりし卒業せられたる人名左の如し
 廣下宣志氏 淺田武次郎氏 松木庄右衛門氏 庄司庸氏 光木京一氏 樫木榮三郎氏 金子金九郎氏(以上優等) 二木清哉氏 小山貢氏 村片愼太郎氏 拍木幸平氏 永松勘次氏 青木政生氏 手塚保太郎氏 村田翠剛氏 六澤榮次郎氏 中原治左衛門氏 三上哲九氏 藤尾定次郎氏 福地吉次氏 村上久吉氏 江口於菟馬氏 伊藤馨氏 海江田省三氏 池田茂氏 堤重太郎氏 眞弓眞之助氏 竹村兼吉氏 大山敏一氏 長岡濱次郎氏 中村直行氏 鎌田謙三氏 兒玉十郎氏 川村瀨平氏 杉本森次郎氏 塩川忠太郎氏 岡井賢瑞氏 田口雄三氏

(右 正員 大坂府監獄署長谷川巖報す)

看守精勤證書

岐阜縣に於て客年十二月廿九日看守精勤證書を受けられたる人名は左の如し

對馬良藏氏 小田慧一氏 栗田賤男氏 山田政治氏 兵藤正家氏 植原季松氏 森吾三郎氏 若園定良氏 原成雄氏 千村繁次郎氏

(右 正員 岐阜縣監獄署紀野維益報す)

京都府感化保護院の成績

昨二十四年中入院せし者總て二十五名 其内

正業に就くおとを得たるに由り退院せしもの 五名
 正當の引取人を得て退院せしもの 三名

無斷退院せしもの

八名 九名

現に保護を受け居るもの
 之を前年間の成績に比較すれば總數に於て十名を増し又正業に就きたるもの三名及び引取人を得て退院せしもの二名を増せり而して右入院者の府縣別は左の如し

京都府十三名 兵庫縣石川縣福嶋縣嶋縣各二名 和歌山縣廣嶋縣埴玉縣滋賀縣各一名
 又目下の業務別は院内に在て印刷に従事するもの四名雇ひ先に止宿し勞動するもの二名院内に起臥し雇ひ先に勞動するもの三名なり

(右 正員 京都府監獄署田村英吉報す)

本會記事

監獄官の任免異動

兼大坂府監獄書記に任せらる

大坂府看守長 伊集院 幸 八君

大坂府堺監獄支署長を命ぜらる

大坂府監獄署諸看守長兼書記 石川 三次君

大坂府監獄署詰を命ぜらる

大坂府堺監獄支署長看守長兼監獄書記 村 瀬 愼 吾 君

獄事要目

明治廿四年十二月二十九日より廿五年一月卅日に至る獄事要目は左の如し

廿四年十二月三十一日 北海道廳札幌監獄看守長丸岡十氏拘引の記事東京日々新聞に出つ
 廿五年一月四日 嶋田三郎氏東京市神田區錦輝館に於て監獄費國庫支辨案否決の理由を演説す○郵

本會記事

監獄官の任免異動

獄事要目

(六三)

便報知新聞、「民黨の頌分」と題し監獄費國庫支辨案否決の理由を辨す○井上角五郎氏等東京市京橋區深野座に於て監獄費國庫支辨案賛成の演説を爲す

八日 九州日々新聞は其社説欄に於て「民力休養の實何くに在るか」と題し監獄費國庫支辨案賛成の理由を述ぶ

九日 朝野新聞に北海道廳札幌監獄署疑獄の記事出つ

十一日 日本新聞は其社説に於て「監獄と裁判所」と題し監獄費國庫支辨の必要を論ず

十二日 熊本縣阿蘇郡各村の有志者千餘名連署し内務大臣へ監獄費は國庫より支辨せられんことを建議す

十三日 朝陽新報は其社説に於て「其責任實業家に在り」と題し監獄費國庫支辨を主張す

十五日 東京新報は「監獄費國庫支辨法案に關する議」と題する社説に於て大ひに國庫支辨反對論を駁す

十九日 毎日新聞に監獄費國庫支辨を否とする波多野傳三郎氏の演説筆記出つ

廿五日 中央新聞は「監獄費を論ず」と題する其社説に於て國庫支辨の必要を論ず

廿九日 東京朝日、朝野、東京新報、中央、の諸新聞に北海道集治監綱走分監囚人中水腫病の爲め百八十六人死亡せし旨の記事出つ

三十日 東京新報北海道集治監所在地に出獄人保護會社起りし旨を報す

本會名譽會員

- 侯爵 蜂須賀茂詔君
- 伯爵 伊藤博文君
- 子爵 榎本武揚君
- 子爵 山尾庸三君
- 芳川 顯正君

本會特別會員

- 石井 邦猷君
- 清浦 奎吾君
- 小原 重哉君
- 小野 田元熙君
- 川合 麟三君
- 梅 謙次郎君

大日本監獄協會細則

- 第一條 雜誌ハ實費ヲ以テ會員ニ頒ツ
實費ハ雜誌ニ關スル一切ノ豫算費額ヲ以テ算出スルモノトス
雜誌ニ掲載シタルモノハ總ヘテ報酬ヲ爲スラ正則トス
- 第二條 總裁 一人
推戴員中ヨリ推薦ス
會長 一人
名譽會員中ヨリ推舉ス
副會長 一人
名譽會員特別會員又ハ維持會員中ヨリ推舉ス
庶務局長 一人
維持會員中ヨリ推舉ス
調查局長 一人
維持會員中ヨリ推舉ス
主幹 維持會員中ヨリ推舉ス
維持會員 二人
庶務委員 二人
調查委員 二人
兩局長共同ノ發議ニヨリ會長之ヲ囑托スルモノトス
- 第三條 總裁ハ本會ヲ提理スルモノトス
會長ハ會務ヲ總理スルモノトス
副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルハ之ヲ代理ス
- 第四條 入會ヲ申込マル節ハ必ラス郵便切手金貳錢ヲ封入スヘシ本會ヨリハ規則ニ細則并ニ入會申込証ヲ送付スルモノトス
- 第五條 會費又ハ雜誌實費ハ前納スルモノトス
但シ數月分一時二前納スルモ妨ケナシ
- 庶務局長ハ左ノ事ヲ掌ル
會計ニ關スル事
庶務ニ關スル事
記録ニ關スル事
調査局長ハ左ノ事ヲ掌ル
雜誌ノ編輯及ヒ印刷
海外通信
諸起案
調査書類ノ記録
統計ニ關スル事
特別調査委員ニ關スル事
集會ニ關スル事
衛生ニ關スル事
庶務委員及ヒ調査委員
庶務又ハ調査ノ事務ヲ分掌スルモノトス
庶務及ヒ會計主任
記録主任
編輯主任
海外通信主任
議長
會長ハ諮問ニ應ズルモノトス
特別調査委員
會長ノ囑托ニ依リ一事件ヲ調査スルモノトス
- 明治廿三年七月十二日改正